

関係法令等

水防法	1
福井県水防協議会条例	23
令和6年度福井県水防協議会役員名簿	24
九頭竜川洪水予報実施要領	25
北川洪水予報実施要領	44
九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定	62
九頭竜川・北川水防警報実施要領	66
福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定	71
九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領	75
九頭竜川水系竹田川の洪水予報実施要領	83
九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領	91
笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領	100
南川水系南川の洪水予報実施要領	108
狐川排水機場操作規則(抜粋)	116
江端川第一および第二排水機場操作規則(抜粋)	117
荒川第一および第二排水機場操作規則(抜粋)	118
福井県河川陸閘操作規則(抜粋)	119
笹生川ダム操作規則(抜粋)	121
広野ダム操作規則(抜粋)	123
榎谷ダム操作規則(抜粋)	125
龍ヶ鼻ダム操作規則(抜粋)	127
永平寺ダム操作規則(抜粋)	129
浄土寺川ダム操作規則(抜粋)	130
大津呂ダム操作規則(抜粋)	132
河内川ダム操作規則(抜粋)	133
福井県所有災害対策用排水ポンプ車運用要領	134
災害時における公共土木施設の応急対策に関する基本協定	135
広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	139
災害時の応援に関する申し合わせ	148
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	152
緊急災害対策派遣隊および現地情報連絡員の応援要請、受け入れ要領	160
水防協力団体指定要領(例)	162

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基づき、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
 - 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
 - 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
 - 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
 - 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

- 第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
 - 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
 - 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

- 第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき

は、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害

の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。))をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一

条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項

の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知するその他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地中に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わな

なければならない。

- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当

該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却

し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係るのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、

又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

- 第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定

する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

福井県水防協議会条例

昭和二十四年十一月一日

福井県条例第六十一号

改正 平成一二年三月二一日条例第七七号

改正 平成二六年三月二〇日条例第三一号

福井県水防協議会条例を次のように制定する。

(設置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、福井県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長)

第二条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第三条 委員の数は、十五人以内とする。

2 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第四条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 知事は、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、または解嘱することができる。

(議長)

第五条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第七条 協議会に幹事および書記若干人を置き、会長が命じ、または委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(その他)

第八条 この条例に定めるものおよび協議会がみずから定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第七七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月二〇日条例第三一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

令和6年度 福井県水防協議会 役員名簿

(令和6年4月1日現在)

役名	職名	役員	備考
会長	福井県 知事	杉本 達治	
委員	福井県 土木部長	田中 克直	
〃	気象庁 福井地方气象台長	木下 信好	
〃	近畿地方整備局 福井河川国道事務所長	橋本 亮	
〃	近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長	味田 悟	
〃	近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長	佐藤 弘行	
〃	福井県警察本部 警備部長	酢谷 精一	
〃	陸上自衛隊 第372施設中隊長	赤木 堅太郎	
〃	福井市長	西行 茂	
〃	福井県消防長会長	島田 稔義	
〃	西日本電信電話(株) 福井支店長	高畠 勝之	
〃	北陸電力(株) 福井支店長	塚本 明	
〃	(株)福井新聞社 代表取締役	吉田 真士	
〃	日本放送協会 福井放送局長	久代 雄一郎	
〃	(一社)福井県建設業協会会長	山本 厚	
幹事	気象庁 福井地方气象台 防災管理官	井川 利江子	
〃	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 河川管理課長	松田 政裕	
〃	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 敦賀保線区長	三津田 祐基	
〃	福井県 土木部 副部長(防災・特定事業)	三田村 佳紀	
〃	福井県 防災安全部 副部長(危機管理)	橋本 泰英	
〃	福井県 土木部 土木管理課長	小林 寿一	
〃	福井県 土木部 道路保全課長	山田 嘉晴	
〃	福井県 土木部 河川課長	高橋 義治	
書記	福井県 土木部 砂防防災課長	千秋 佳徳	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 課長補佐	山村 信二	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 主任	西野 健	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 主任	清水 健	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 企画主査	鎌田 一彦	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 主査	竹原 良祐	
〃	福井県 土木部 砂防防災課 主査	上坂 健太郎	

九頭竜川洪水予報実施要領

近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）と福井地方気象台は、「九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月10日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、九頭竜川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙1に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井河川国道事務所では河川管理第一課、福井地方気象台では観測予報室において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

九頭竜川、日野川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、福井河川国道事務所においては総括保全対策官が、福井地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、福井河川国道事務所と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KB以内とする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(中角水位観測所及び、深谷水位観測所においては、) 氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測が変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、福井河

川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

- ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、福井河川国道事務所及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 機能喪失した福井河川国道事務所を実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表5）で代行する。
 - ② 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

付 則

本実施要領は、令和4年6月13日から実施する。

なお、本実施要領の実施に伴い「九頭竜川洪水予報実施要領」（令和3年5月31日）は廃止する。

令和4年6月10日

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 総括保全対策官 森田 一彦

福井地方気象台 防災管理官 和泉 裕幸

付表1 九頭竜川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	九頭竜	くずりゅう	福井県大野貝皿	436
九頭竜川	三国	みくに	福井県坂井市三国町平山	34
九頭竜川	勝山	かつやま	福井県勝山市平泉寺町平泉寺86字岡道北	196
真名川	大野	おおの	福井県大野市93字蛇塚四	182
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	128
日野川	武生	たけふ	福井県越前市村国	32
足羽川	美山	みやま	福井県福井市美山町	70
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市豊島	8.8

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
九頭竜川	六呂師	ろくろし	福井県勝山市北谷町谷	362
日野川	今庄	いまじょう	福井県南条郡南越前町今庄	120
日野川	瀬戸	せと	福井県南条郡南越前町古木	152
日野川	武生	たけふ	福井県越前市堀川	35
足羽川	福井	ふくい	福井県福井市花堂南2-14-7	21
足羽川	福荷	いなり	福井県今立郡池田町福荷	200

(3) 国土交通省水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
九頭竜川	中角	なかつの	福井県福井市中角町	北緯36度06分09秒 東経136度12分30秒	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00
日野川	深谷	ふかたに	福井県福井市三ツ屋町	北緯36度05分08秒 東経136度11分06秒	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75

(4) 国土交通省水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位
九頭竜川	三国	みくに	坂井市三国町新保	北緯36度12分18秒 東経136度08分46秒	0.90	1.60	3.05	
九頭竜川	布施田	ふせだ	福井県福井市布施田町	北緯36度08分47秒 東経136度09分48秒	3.50	5.00	6.30	
九頭竜川	五松橋	ごまつばし	福井県吉田郡永平寺町松岡神明五松橋	北緯36度05分58秒 東経136度17分53秒	1.50	2.50	4.00	
日野川	久喜津	くきづ	福井県福井市久喜津町	北緯36度03分01秒 東経136度10分13秒	5.50	7.70	10.00	
日野川	三尾野	みおの	福井県福井市三尾野町	北緯36度00分29秒 東経136度09分51秒	—	—	7.00	

付表2 洪水予報の伝達先等

1. 九頭竜川、日野川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当官署
近畿地方整備局水災害予報センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
河川情報センター大阪センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
九頭竜川出張所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
鳴鹿大堰管理所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
足羽川ダム工事事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
九頭竜川ダム統合管理事務所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県砂防防災課	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	福井地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台

※ NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

2. 九頭竜川、日野川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の2)

伝達先	伝達方法	担当官署
福井市総務部危機管理室	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
坂井市建設部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
あわら市土木部建設課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
永平寺町総務課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	観測所	6時間流域平均雨量	12時間流域平均雨量	24時間流域平均雨量
九頭竜川	中角水位観測所上流域			100
日野川	深谷水位観測所上流域			80

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 福井地方気象台から福井河川国道事務所に通報するもの
 - ア 福井県嶺北地方に発表された注意報・警報
 - イ 府県気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 中角水位観測所・深谷水位観測所上流域の流域平均雨量
- (2) 福井河川国道事務所から福井地方気象台に通報するもの
 - ア 付表1(2)に示す観測所の雨量(前1時間実況)
 - イ 付表1(3)(4)に示す観測所の水位(実況)

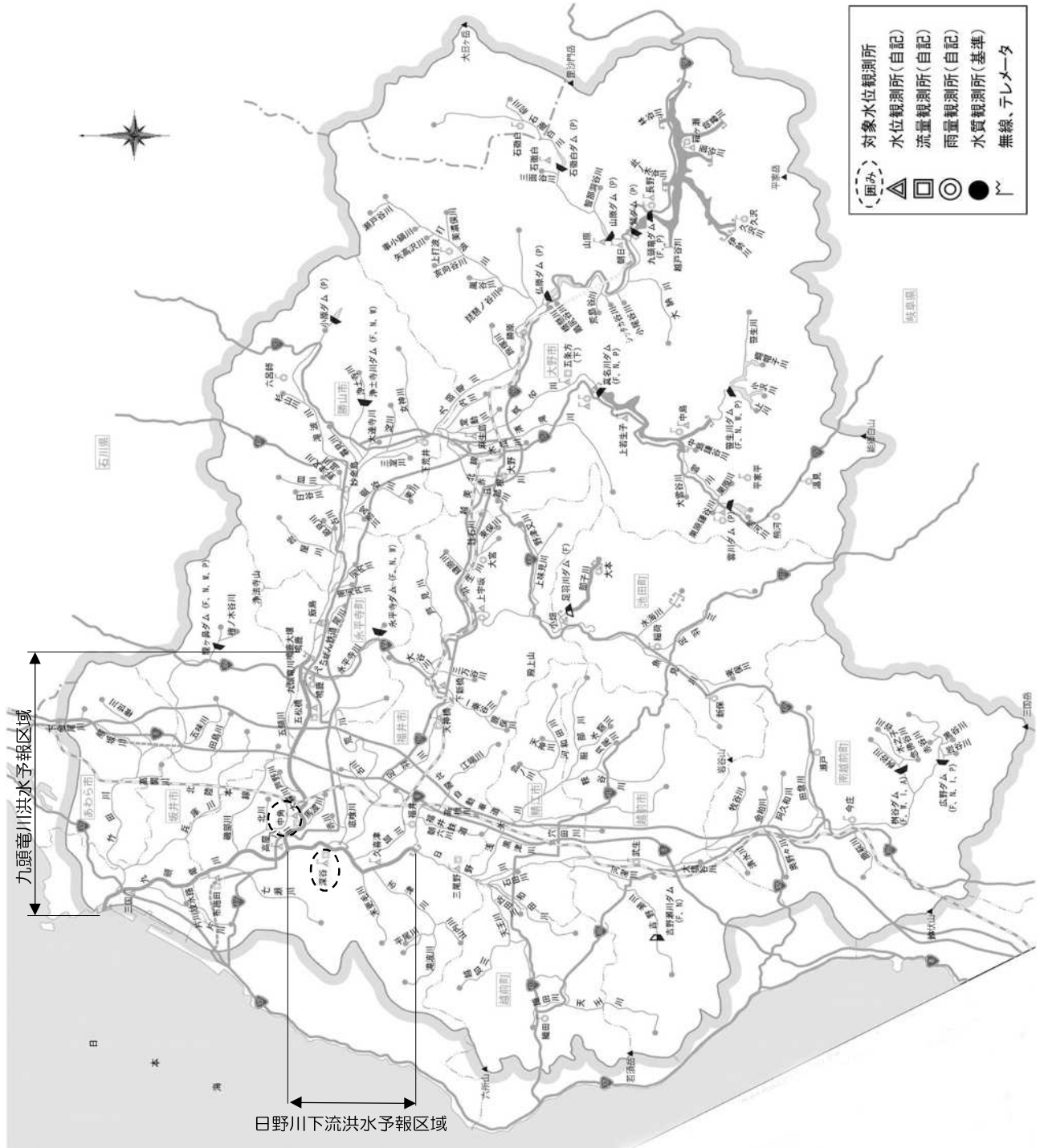
付表5 代行作業担当官署の連絡先

①	代行作業担当部署	連絡先	
	近畿地方整備局水災害予報センター水防企画係	TEL 代表	06-6942-1141
		直通	06-6944-8853
		(夜間直通・平日)	06-6942-2054
		(夜間直通・休日)	06-6942-1191
		マイクロ	86-3866
		FAXマイクロ	86-3799

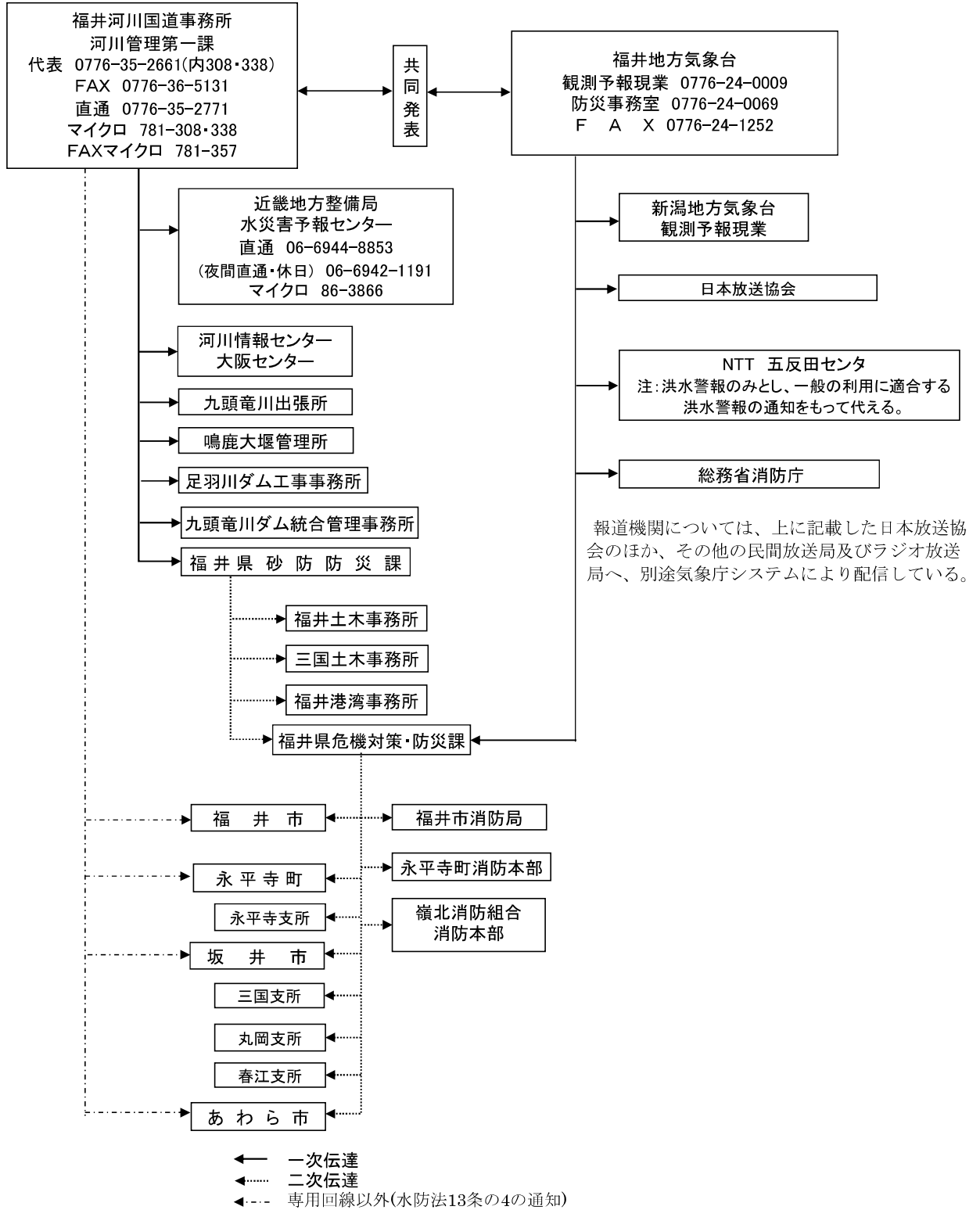
②	代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	TEL	025-281-5871
		FAX	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から福井河川国道事務所に対し、連絡するものとする。

付図 1 九頭竜川洪水予報区域・日野川下流洪水予報区域及び対象水位観測所位置図



付図2 伝達系統図



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

注:日野川については、福井河川国道事務所から福井市のみにFAXすること。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所(□□市□□)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により、「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所 〇〇県〇〇市〇〇	△△△水位観測所 〇〇県△△市△△	□□□水位観測所 〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—

氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、
----------------------	--	--	---

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○
 気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と気象台等（気象庁予報部、管区気象台、地方気象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△.△△m）に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
 （受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難判断水位（○○○.○○m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫危険情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。○
 ○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、氾
 濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認す
 るとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000(内線)○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△.△△m)を下回りました。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

北川洪水予報実施要領

近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）と福井地方気象台は、「九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月10日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、北川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙1に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井河川国道事務所では河川管理第一課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

北川、遠敷川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、福井河川国道事務所においては総括保全対策官が、福井地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、福井河川国道事務所と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KB以内とする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、福井県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、(高塚水位観測所においては、)氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、30分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ① 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、福井河

川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

- ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、福井河川国道事務所及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。
- ① 機能喪失した福井河川国道事務所を実施すべき作業を、近畿地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表5）で代行する。
 - ② 機能喪失した気象台を実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

付 則

本実施要領は、令和4年6月13日から実施する。
なお、本実施要領の実施に伴い「北川洪水予報実施要領」（令和3年5月31日）は廃止する。

令和4年6月10日

近畿地方整備局 福井河川国道事務所 総括保全対策官 森田 一彦

福井地方気象台 防災管理官 和泉 裕幸

付表1 北川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名	所在地	標高m	
遠敷川	小浜	おぼま	福井県小浜市遠敷	10

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名	所在地	標高m	
河内川	熊川	くまかわ	福井県三方上中郡若狭町新道57-1	88
鳥羽川	大鳥羽	おおとぼ	福井県三方上中郡若狭町大鳥羽25号中村48-2	54
遠敷川	上根来	かみねごり	福井県小浜市上根来	318
遠敷川	小浜	おぼま	福井県小浜市遠敷一丁目101	20

(3) 国土交通省水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
					m	m	m	m	m
北川	高塚	たかつか	福井県小浜市高塚	北緯35度29分36秒 東経135度46分48秒	5.20	6.80	7.00	7.70	8.667

(4) 国土交通省水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		所在地	位置	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
					m	m	m	m
北川	西津	にしづ	福井県小浜市西津	北緯35度30分25秒 東経135度44分45秒	-	-	-	-
北川	天徳寺	てんとくじ	福井県三方上中郡若狭町兼田	北緯35度28分09秒 東経135度50分36秒	-	-	-	-
北川	新道	しんどう	福井県三方上中郡若狭町新道	北緯35度26分55秒 東経135度53分50秒	-	-	-	-

付表2 洪水予報の伝達先等

1. 北川洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当官署
近畿地方整備局水災害予報センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
河川情報センター大阪センター	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
北川出張所	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県砂防防災課	専用FAX又は専用電話	福井河川国道事務所
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	福井地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台

※ NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

2. 北川洪水予報の通知に係る事項の伝達先等(水防法第13条の2)

伝達先	伝達方法	担当官署
小浜市総務部生活安全課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所
若狭町環境安全課	FAX又は一般加入電話	福井河川国道事務所

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	観測所	予測流域平均雨量
北川	高塚水位観測所	前2時間流域平均雨量と予測3時間流域平均雨量の合計値が110mm以上又は予測3時間流域平均雨量が90mm以上

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 福井地方気象台から福井河川国道事務所に通報するもの
 - ア 福井県嶺南地方に発表された注意報・警報
 - イ 府県気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 高塚水位観測所上流域の流域平均雨量
- (2) 福井河川国道事務所から福井地方気象台に通報するもの
 - ア 熊川、大鳥羽、上根来、小浜観測所の雨量(前1時間実況)
 - イ 高塚、新道観測所の水位(実況)

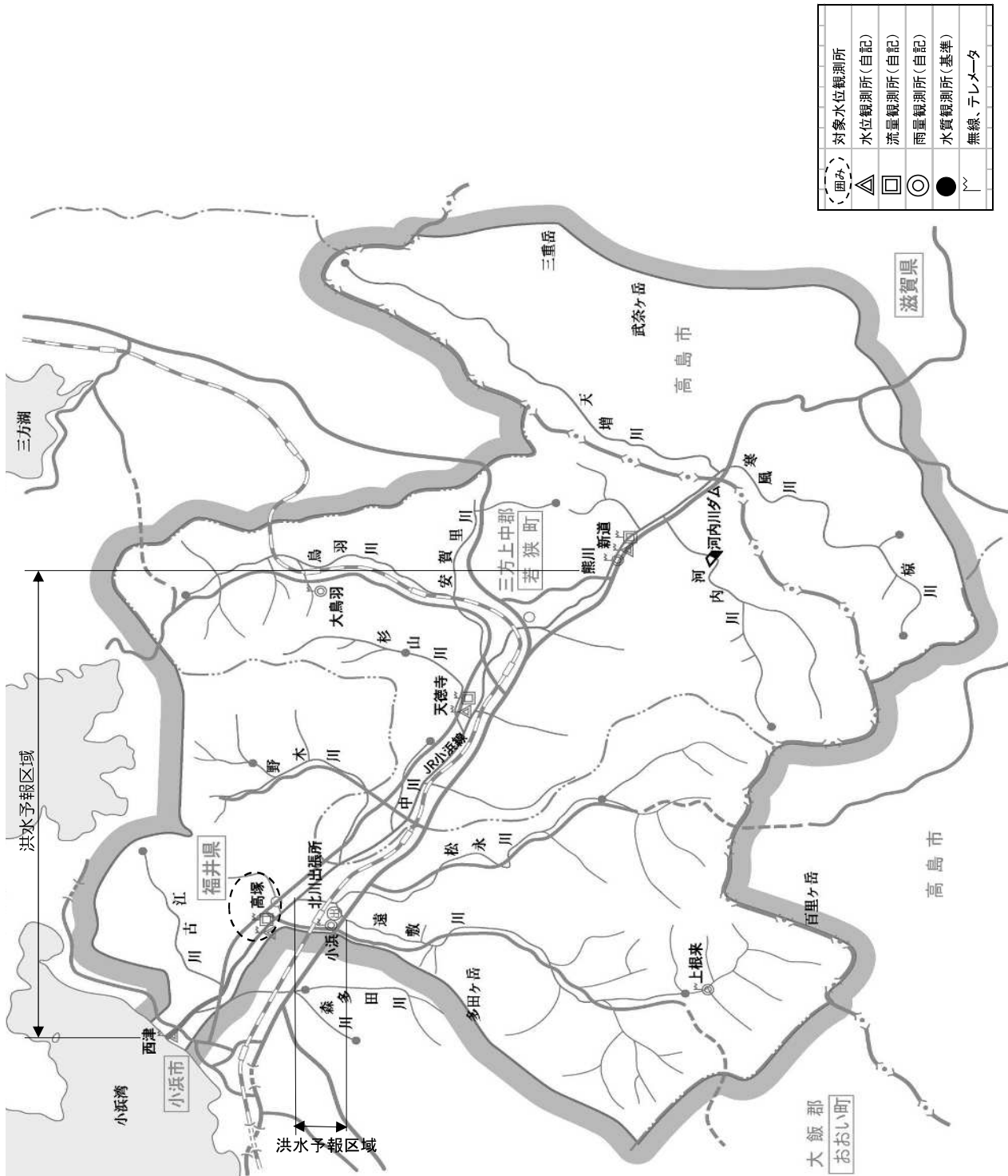
付表5 代行作業担当官署の連絡先

①	代行作業担当部署	連絡先	
	近畿地方整備局水災害予報センター水防企画係	TEL 代表	06-6942-1141
		直通	06-6944-8853
		(夜間直通・平日)	06-6942-2054
		(夜間直通・休日)	06-6942-1191
		マイクロ	86-3866
		FAXマイクロ	86-3799

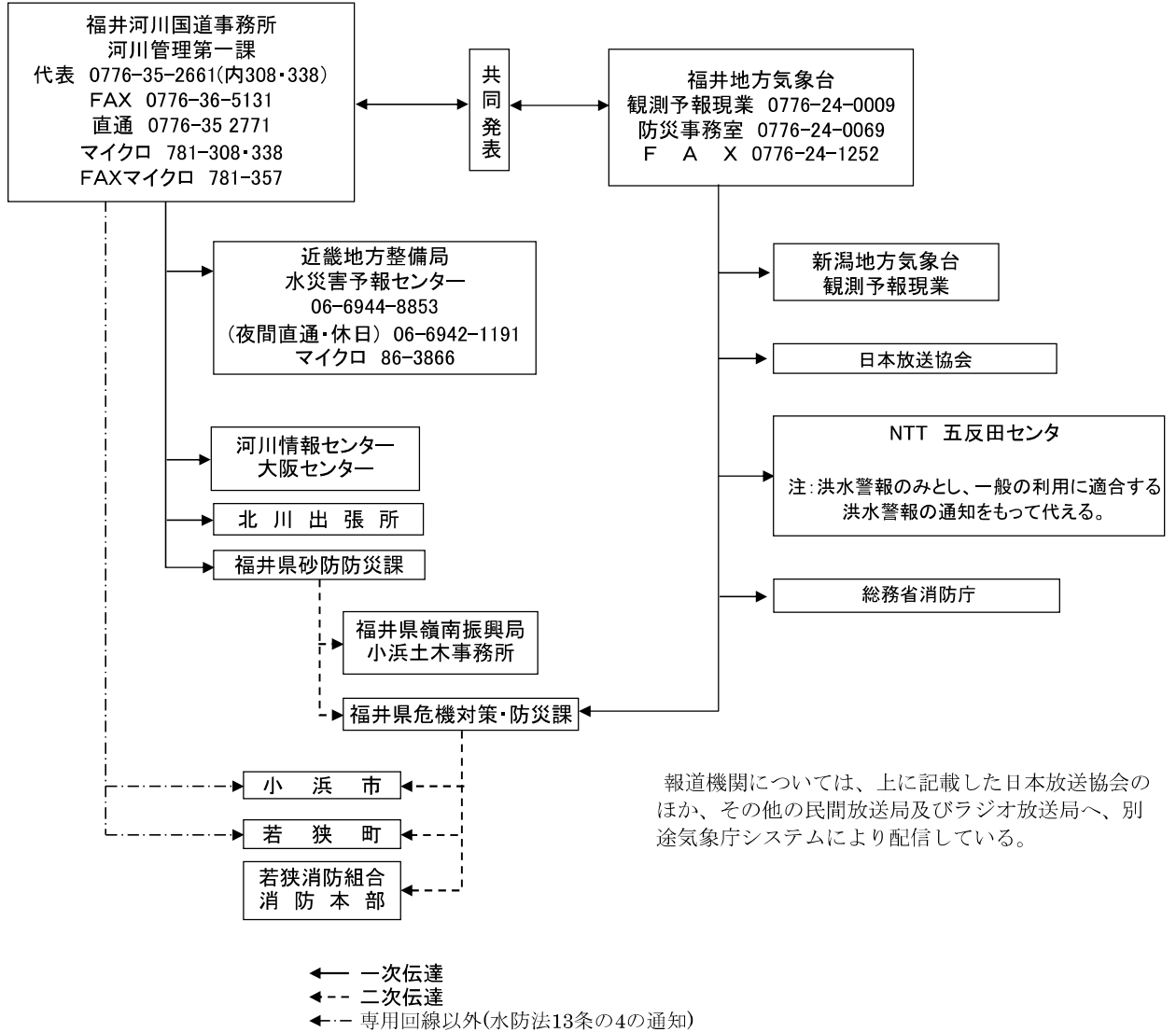
②	代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	TEL	025-281-5871
		FAX	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から福井河川国道事務所に対し、連絡するものとする。

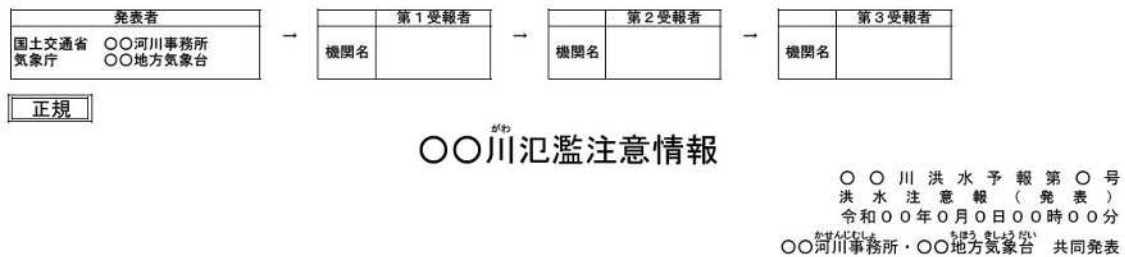
付図 1 北川洪水予報区域及び対象水位観測所位置図



付図2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ



（見出し）

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X I	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により、「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所 〇〇県〇〇市〇〇	△△△水位観測所 〇〇県△△市△△	□□□水位観測所 〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	

氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□地区、 ○○県○○市○地区、 ○○県○○市○○地区、 ○○県○○市○○○地区、 ○○県○○市□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□区、 △△県△△市○地区、 △△県□市○×地区、 △△県□市○○×地区、 △△県□市□×地区、 △△県□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、
----------------------	--	---	---

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○
 気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：000-000-0000（内線）○○○

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と気象台等（気象庁予報部、管区気象台、地方気象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

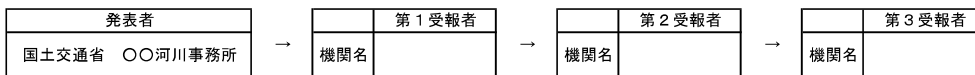
また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。



正 規

○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】 ○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△. △△m)に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××. ××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○. ○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△. △△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、避難判断水位(○○○.○○m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

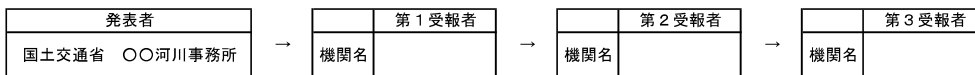
※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	



正 規

○○川氾濫危険情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】これは、避難指示の発令の目安です。○
 ○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、氾
 濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認す
 るとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

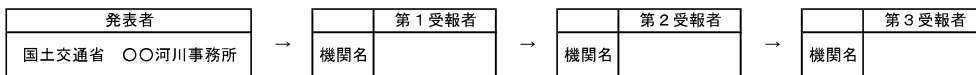
※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	



正 規

○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】 災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

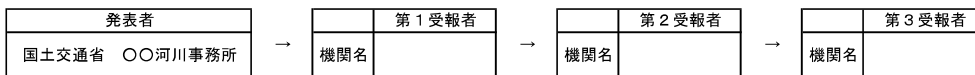
※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000 (内線) ○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	



正 規

○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分
国土交通省 ○○川河川事務所発表
(第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△.△△m)を下回りました。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）と福井地方気象台は、「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日）」に基づき、九頭竜川及び北川の洪水予報業務について次のとおり細目協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1 洪水予報の予報区域

洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準地点（以下、「基準観測所」という。）は、付表1のとおりとする。

2 洪水予報の作業場所及び連絡方法

福井河川国道事務所及び福井地方気象台では、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡は福井河川国道事務所と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は電話等によるものとする。

3 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち、主として気象状況に関する部分は福井地方気象台、水文状況に関する部分は福井河川国道事務所が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、実施要領によるものとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は次のいずれかの場合に、双方が協議のうえ決定する。

（ア）雨量などの気象状況から洪水の恐れがあると判断されるとき

（イ）付表1の基準観測所の水位から洪水の恐れがあると判断されるとき

（ウ）その他、福井河川国道事務所と福井地方気象台の一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

洪水予報は、福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

7 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は付表2を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

9 その他

洪水予報の実施に関し、告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

付 則

本細目協定は、令和4年6月13日から実施する。

なお、本細目協定の実施に伴い「九頭竜川及び北川の洪水予報業務に関する細目協定」（令和3年5月31日）は廃止する。

令和4年6月10日

近畿地方整備局福井河川国道事務所長 橋本 亮

福 井 地 方 気 象 台 長 渡 邊 真 二

付表1 洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
九頭竜川	九頭竜川	九頭竜川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から 海まで 右岸 福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から 海まで	中角
日野川下流	九頭竜川	日野川	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先から 九頭竜川合流点まで 右岸 福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先から 九頭竜川合流点まで	深谷
北川	北川	北川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から 海まで 右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から 海まで	高塚
		遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から 北川幹川合流点まで 右岸 福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から 北川幹川合流点まで	

付表2 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

九頭竜川・北川水防警報実施要領

第1条 目 的

本要領は水防法第16条の第1項及び第4項の規定に基づき、九頭竜川、北川の水防警報を適切に実施することを目的とする。

第2条 河川及び区域

水防警報を実施する河川及び区間は次表のとおりとする。

水系名	河川名		区	域	最終告示
九頭竜川	九頭竜川	幹 川	左岸 福井県吉田郡永平寺町 谷口1字総社山218番地先 右岸 同県同郡同町鳴鹿山鹿 35字逆水沖5番1地先	から海に 至る31.2km	国土交通省告示 第438号 平成18年3月31日
	九頭竜川	支 川 日野川	左岸 福井県福井市朝宮町 32字17番地先 右岸 同県同市種池町27字 勘要道30番の1地先	から九頭竜川 幹川合流点まで 11.0km	同 上
北 川	北 川	幹 川	左岸 福井県三方上中郡若狭町 新道73号赤岩3番地先の 瓜生大井根堰堤下流端 右岸 同県同郡同町瓜生78 号の2番地先の瓜生 大井根堰堤下流端	から海に 至る15.2km	国土交通省告示 第438号 平成18年3月31日
	北 川	支 川 遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷112号 鱈街道36番の1地先の 国道27号遠敷橋 右岸 同県同市国分47号馬場 10番の1地先の国道 27号遠敷橋	から北川幹川 合流点まで 1.3km	同 上

第3条 対象水位観測所

水防警報を実施する対象水位観測所及びその諸元は次表のとおりとする。

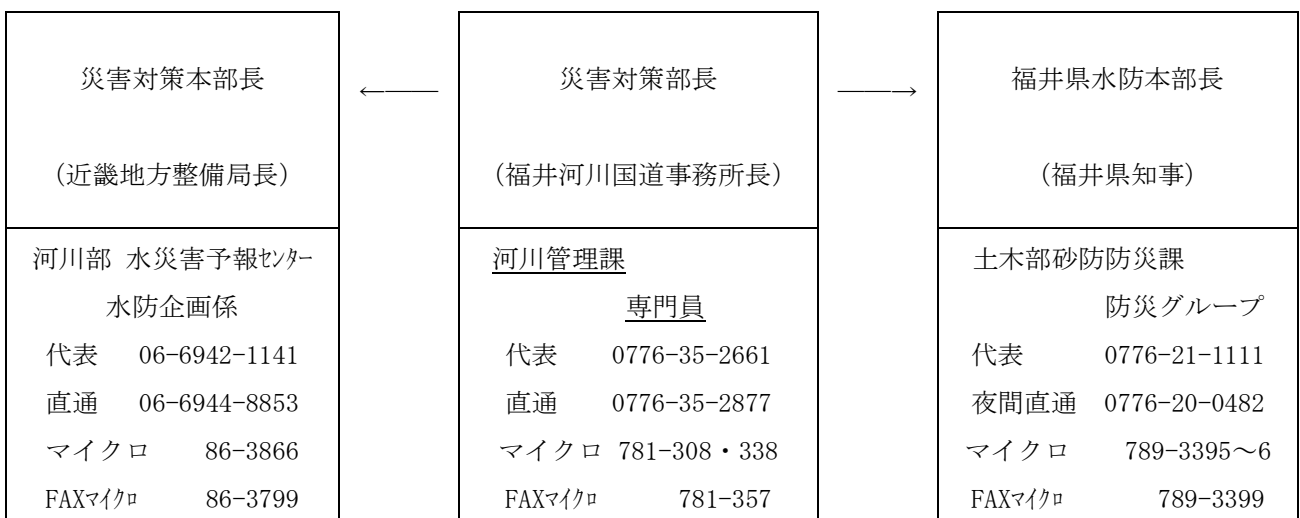
水系名	河川名	観測所名	位置		零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
			地先名	料標						
九頭竜川	九頭竜川	中角	福井県福井市 中角町	河口より 18.2km	TP±0.00	5.00	7.50	<u>8.50</u>	9.10	10.00
	日野川	深谷	福井県福井市 三ツ屋町	河口より 18.0km	TP±0.00	4.00	6.00	<u>6.90</u>	7.50	8.75
北川	北川	高塚	福井県小浜市 高塚	河口より 3.7km	TP±0.00	5.20	6.80	<u>7.00</u>	7.70	8.667

第4条 発表者及び連絡先

水防警報の発表者、連絡先及び連絡方法は次表のとおりとする。

また、発表した場合は、近畿地方整備局長に報告する。

水系名	河川名	対象観測所	発表者			連絡先			連絡方法
			機関名	責任者	担当者	機関名	責任者	担当者	
九頭竜川	九頭竜川	中角	福井河川 国道事務所	事務所長	<u>河川管理</u> 課長	福井県	知事	砂防防災 課長	マイクロ 789-3395 TEL 21-1111
	日野川	深谷							
北川	北川	高塚							



※福井県砂防防災課 防災情報専用 E-mail
sabo@pref.fukui.lg.jp

第5条 警報区域及び関係水防管理団体

対象水位観測所毎の警報区域及び関係水防管理団体は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	左右岸別	警報区域	関係水防管理団体
九頭竜川	中 角	左 岸	福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先から海まで	永平寺町・福井市 ・坂井市
		右 岸	福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先から海まで	永平寺町・福井市 ・坂井市
日 野 川	深 谷	左 岸	福井県福井市朝宮町32字17番地先から九頭竜川幹川合流点まで	福井市
		右 岸	福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先から九頭竜川幹川合流点まで	福井市
北 川	高 塚	左 岸	福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで	若狭町・小浜市
		右 岸	福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで	若狭町・小浜市
遠 敷 川	高 塚	左 岸	福井県小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで	小浜市
		右 岸	福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで	小浜市

第6条 種別及び発令の基準

水防警報の種別及び発令の基準は次のとおりとし、状況に応じて夫々の段階を発令する。

また、水位等の状況を通知する必要があるときには、別途水防情報を適時発令する。

なお、観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

階 級	警報の種類	内 容	
		九頭竜川流域	北川流域
第一段階	待 機	気象予報及び上流の雨量状況等を考慮して水防作業が必要と推定し、要員を待機させるとき。	気象予報及び上流の雨量状況等を考慮して水防作業が必要と推定し、要員を待機させるとき。
第二段階	準 備	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の召集準備、幹部の出動等に関するもので気象予報及び上流の雨量状況により水防団待機水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の召集準備、幹部の出動等に関するもので気象予報及び上流の雨量状況により水防団待機水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第三段階	出 動	水防団員の出動に関するもので上流の雨量状況により氾濫注意水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。	水防団員の出動に関するもので上流の雨量状況により氾濫注意水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第四段階	解 除	水防作業の必要なしと推定したとき。	水防作業の必要なしと推定したとき。
適 宜	水防情報	水防活動上必要な水文状況を通知する。	水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			

津波時の水防警報の種類、内容及び発表基準。

種類	内 容	発 令 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業が必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第7条 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位をもとにおおむね、次の時期に発表する。

警報の種類	九 頭 竜 川	日 野 川	北 川
	中 角	深 谷	高 塚
待 機	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想される3時間前
準 備	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前	氾濫注意水位を越すと予想される2時間前
出 動	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前	氾濫注意水位を突破すると予想される1時間前
解 除	水位が氾濫注意水位以下になり水防作業を必要としなくなったとき		
水 防 情 報	適 宜		
地震による堤防の漏水、沈下又は津波が発生したとき。			

(注) 待機・準備は省略することがある。

福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定

福井県と気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第11条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項の規定に基づき、共同で洪水予報を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1. 洪水予報の実施区間及び担当部署

洪水予報の実施区間及び水位の予報に関する基準地点（以下「基準地点」という。）並びに担当部署は、付表1のとおりとする。

2. 洪水予報の作業場所及び連絡方法

福井県及び気象庁の担当部署は、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡が確実に実施できるよう実施要領に定めるものとする。

3. 洪水予報を行う際の資料の交換等

福井県及び気象庁の担当部署間の資料の交換は、オンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）を用いるものとする。

4. 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち主として気象状況に関する部分は気象庁、水文状況に関する部分は福井県が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

5. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は実施要領によるものとする。

6. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

洪水予報作業の開始及び終了時期については、実施要領に定めるものとする。

7. 洪水予報の発表

洪水予報は、福井県と気象庁の担当部署が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

8. 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は、付表2を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

9. 情報システム障害時の措置

情報システム障害時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

10. その他

洪水予報の実施に関し告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

附 則

1. 平成26年3月26日に本協定を定める。
2. 平成28年4月1日に一部改正する。
3. 令和5年6月1日に一部改正する。

令和5年6月1日

福井県知事

杉本 達治

気象庁長官

大林 正典

付表1 洪水予報の実施区間、水位基準地点及びその担当部署

予報区域名	水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
九頭竜川水系竹田川	九頭竜川水系	竹田川	福井県坂井市丸岡町川上（北陸自動車道）から九頭竜川合流地点まで	六日観測所	福井県 土木部 砂防防災課 気象庁 福井地方気象台
九頭竜川水系足羽川	九頭竜川水系	足羽川	左岸 福井県福井市脇三ヶ町6字地先から日野川合流点まで 右岸 福井県福井市篠尾町40字地先から日野川合流点まで（天神橋から日野川合流点まで）	九十九橋観測所	
九頭竜川水系日野川中流	九頭竜川水系	日野川	福井県南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで	糺橋観測所	
笙の川水系笙の川	笙の川水系	笙の川	福井県敦賀市小河口（小河川合流点）から日本海まで	呉竹観測所	
南川水系南川	南川水系	南川	左岸 福井県小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 福井県小浜市中井平野下30字30番から日本海まで	和久里観測所	

付表2 洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、九頭竜川水系足羽川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

足羽川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

(4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

① 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

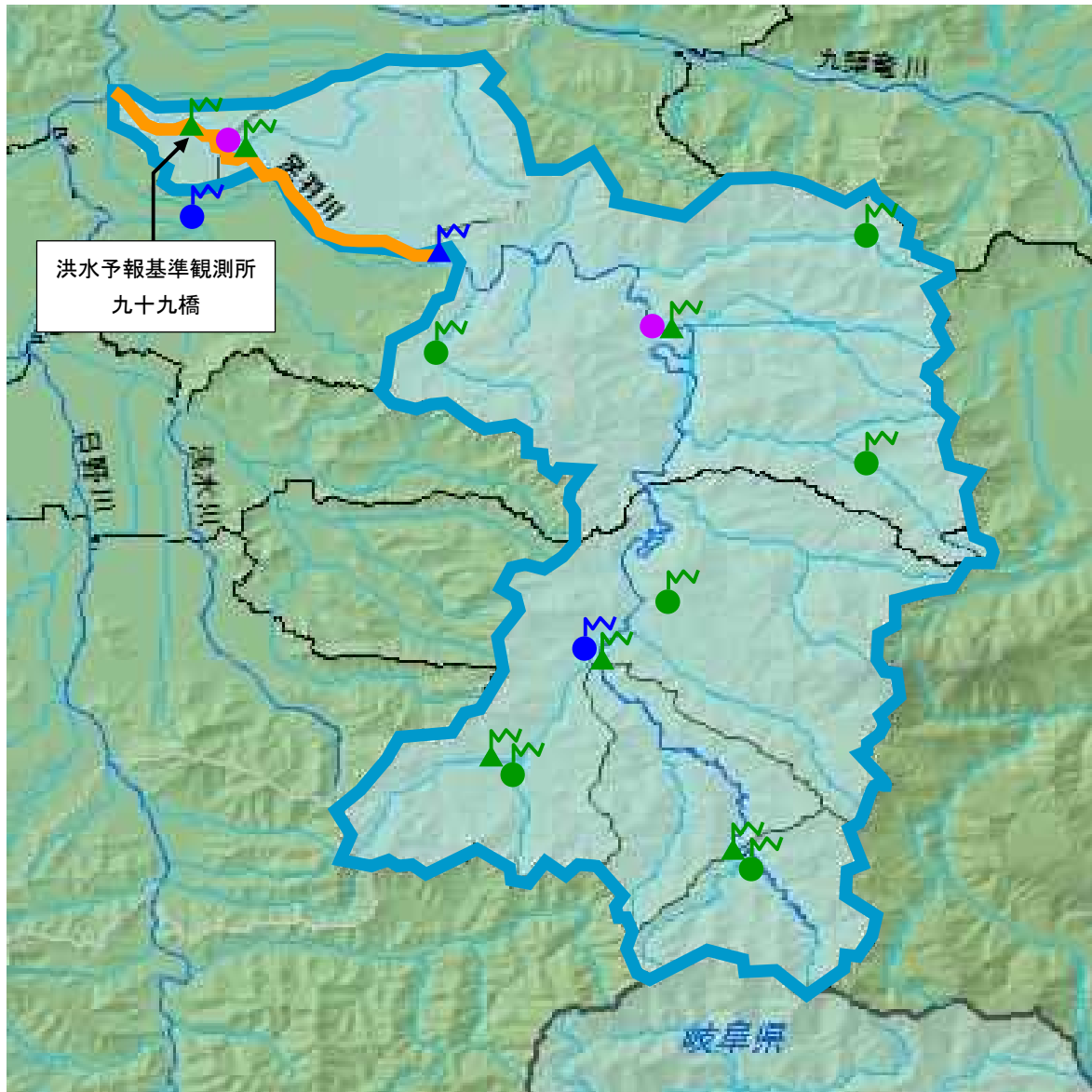
なお、本実施要領の実施に伴い、「九頭竜川水系足羽川の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年5月15日

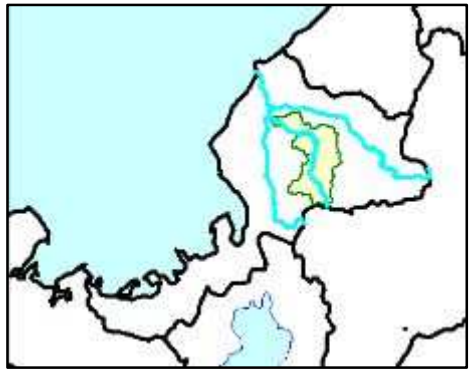
福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



- 雨量観測所 (県)
- 雨量観測所 (国)
- 雨量観測所 (気)
- ▲ 水位観測所 (県)
- ▲ 水位観測所 (国)
- ㄩ テレメータ
- 洪水予報指定区間



付表 1 情報システムにより交換される資料に含まれる足羽川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
足羽川	福井	ふくい	福井市豊島	8.8
	美山	みやま	福井市美山町	70

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
足羽川	福井土木	ふくいどぼく	福井市城東4丁目
	吉野	よしの	永平寺町上吉野
	城戸内	きどうち	福井市東新町17字5-1
	河内	こうち	池田町河内
	神当部	かんとべ	福井市神当部町18字久保田
	金見谷	かなみだに	池田町藪田74字11-3
	新保	しんぼ	池田町新保
	皿谷	さらだに	福井市西中町18字日焼62

(3) 福井県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
足羽川	九十九 橋	つくも ばし	N 36° 03' 47" E136° 12' 41"	福井市照手 1丁目1番	3.50	4.80	6.80	7.40

(4) 福井県水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
足羽川	河内	こうち	N 35° 49' 40" E136° 23' 09"	池田町河内	—	—	—	—
	稲荷	いなり	N 35° 53' 19" E136° 20' 33"	池田町稲荷	2.50	2.90	3.50	3.80
	朝谷	あさだに	N 35° 59' 54" E136° 21' 32"	福井市朝谷町	1.20	2.50	2.70	3.50
荒川	荒川	あらかわ	N 36° 03' 19" E136° 13' 19"	福井市勝見	6.50	8.30	—	10.50
魚見川	新保	しんぼ	N 35° 51' 25" E136° 18' 27"	池田町新保	1.70	3.00	—	4.40

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
福井土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
福井市	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	6時間雨量
足羽川	九十九橋水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺北地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先）までの特別予測
足羽川 九十九橋

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

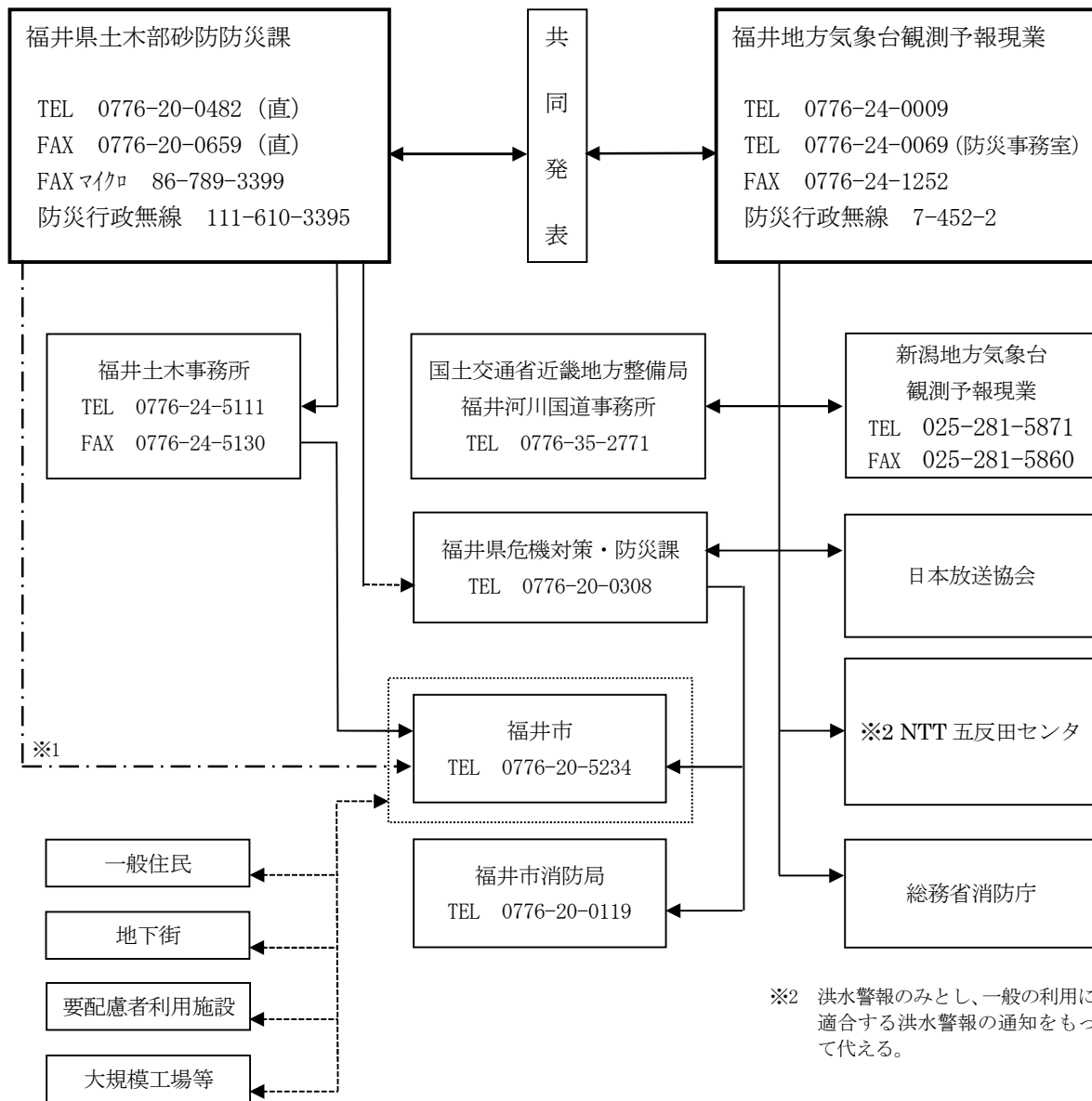
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
足羽川 福井土木、吉野、城戸内、河内、神当部、金見谷、新保、皿谷
- イ 次の観測所水位（実況）
足羽川 九十九橋、河内、稻荷、朝谷
荒川 荒川
魚見川 新保

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	T E L
F A X		025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図



※1 水防法13条の4の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

※2 洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	00日00時00分の状況	***				
	00日01時00分の予測	***				
	00日02時00分の予測	***				
	00日03時00分の予測	***				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課

電話：0776-20-0482

気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-24-0009

九頭竜川水系竹田川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、九頭竜川水系竹田川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

竹田川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

(4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

① 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

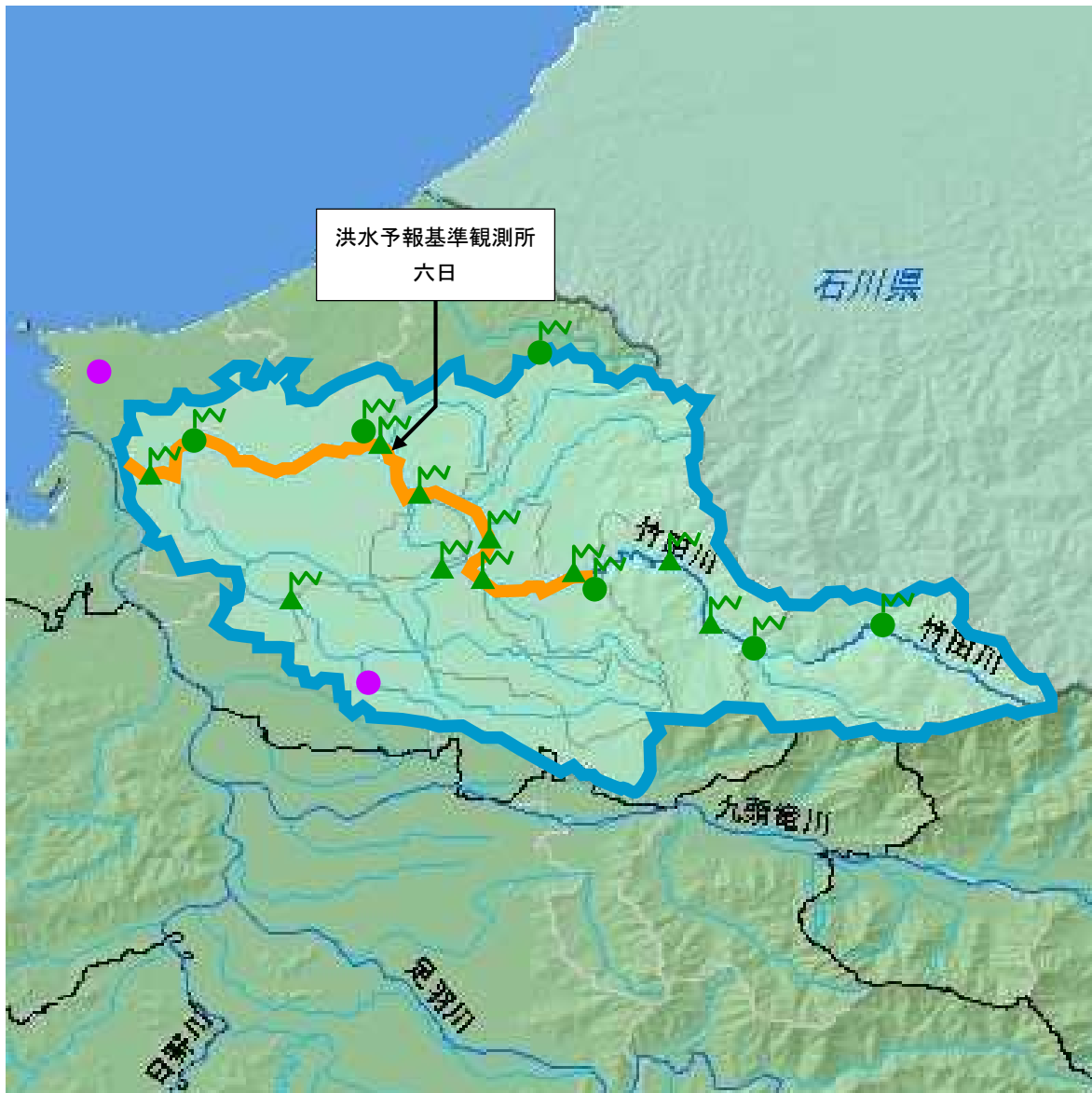
なお、本実施要領の実施に伴い、「九頭竜川水系竹田川の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年5月15日

福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



- 雨量観測所 (県)
- 雨量観測所 (国)
- 雨量観測所 (気)
- ▲ 水位観測所 (県)
- ▲ 水位観測所 (国)
- ⚡ テレメータ
- 洪水予報指定区間



付表 1 情報システムにより交換される資料に含まれる竹田川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
竹田川	三国	みくに	坂井市三国町平山	34
竹田川	春江	はるえ	坂井市春江町江留中	5

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
竹田川	三国土木	みくにどぼく	坂井市三国町錦 4 丁目 2-68
	六日	むいか	あわら市市姫 2 丁目 905
	下金屋	しもかなや	あわら市下金屋 9-2
	山久保	やまくぼ	坂井市丸岡町山久保 5
	龍ヶ鼻ダム	りゅうがはなだむ	坂井市丸岡町上竹田
	尾又	おまた	坂井市丸岡町上竹田

(3) 福井県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位
竹田川	六日	むいか	N 36° 12' 57" E136° 13' 45"	あわら市市姫 2- 905	3.50	4.00	4.20	4.40

(4) 福井県水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位
竹田川	岩崎 (金井)	いわさき (かない)	N 36° 12' 20" E136° 9' 27"	坂井市三国町 薬円 3 字	2.60	3.00	—	3.70
	矢地	やち	N 36° 12' 3" E136° 14' 35"	あわら市矢地 1 字 8-1	4.00	5.00	—	5.80
	石塚	いしづか	N 36° 11' 12" E136° 15' 50"	あわら市北 疋田	3.50	4.00	—	4.60
	里竹田	さとたけだ	N 36° 10' 25" E136° 15' 43"	坂井市丸岡町 里竹田 28 字 14-1	2.50	3.00	—	4.00
	坪江	つぼえ	N 36° 10' 29" E136° 17' 19"	坂井市丸岡町 川上	1.90	2.20	—	2.80

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
三国土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
あわら市	〃	〃
坂井市	〃	〃
嶺北消防組合消防本部	〃	福井県危機対策・防災課

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	6時間雨量
竹田川	六日水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺北地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先）までの特別予測
竹田川 六日

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

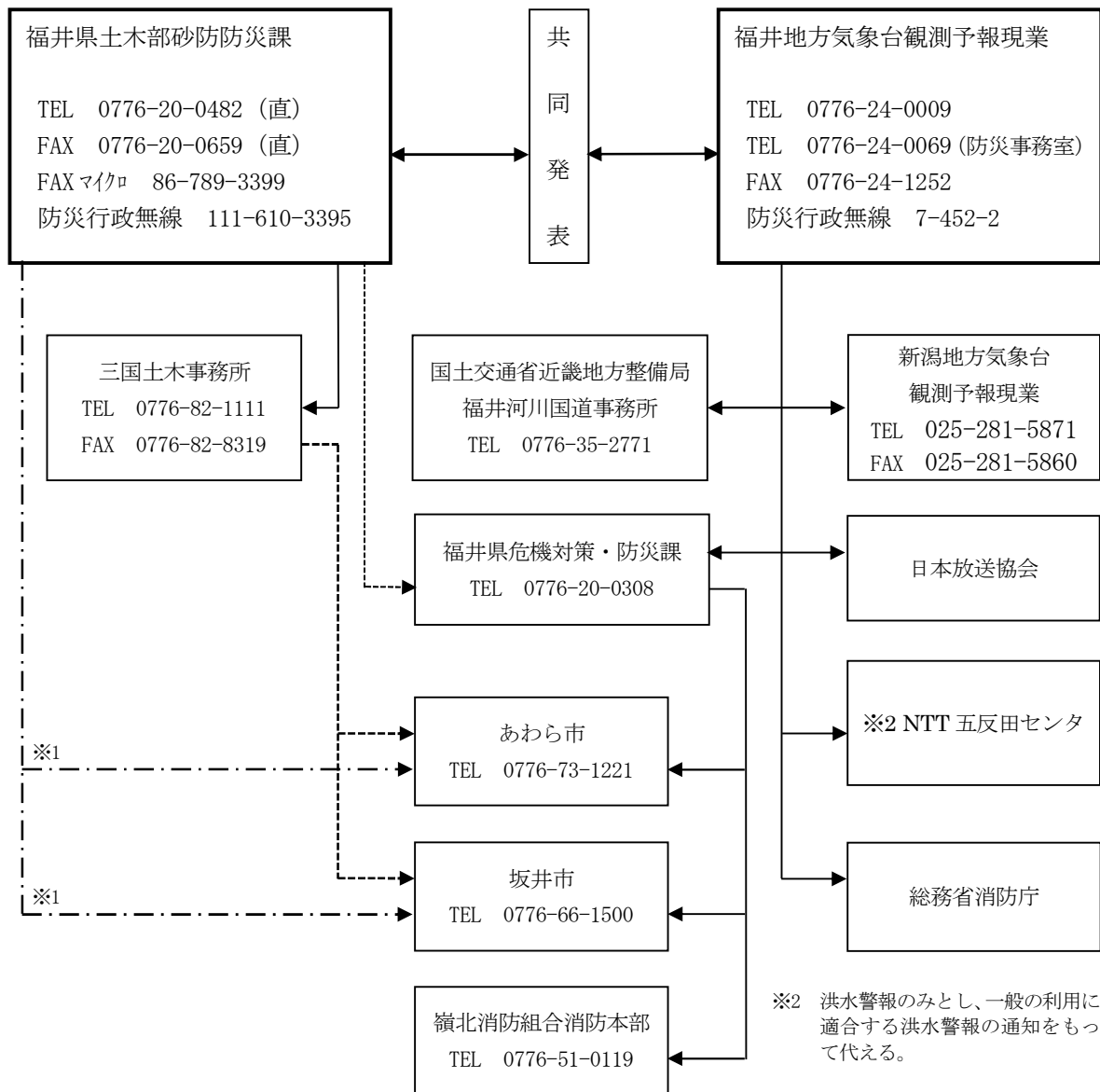
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
竹田川 三国土木、六日、下金屋、山久保、龍ヶ鼻ダム、尾又
- イ 次の観測所水位（実況）
竹田川 岩崎（金井）、六日、矢地、石塚、里竹田、坪江、

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	T E L
F A X		025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図



※1 水防法13条の4の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m) 又は流量 (m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	00日00時00分の状況	***	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	***	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	***	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	***	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇m〇〇から〇〇m〇〇まで 右岸 〇〇m〇〇から〇〇m〇〇まで 左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課
気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-20-0482
電話：0776-24-0009

九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、九頭竜川水系日野川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

日野川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

(4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

① 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予報警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予報警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

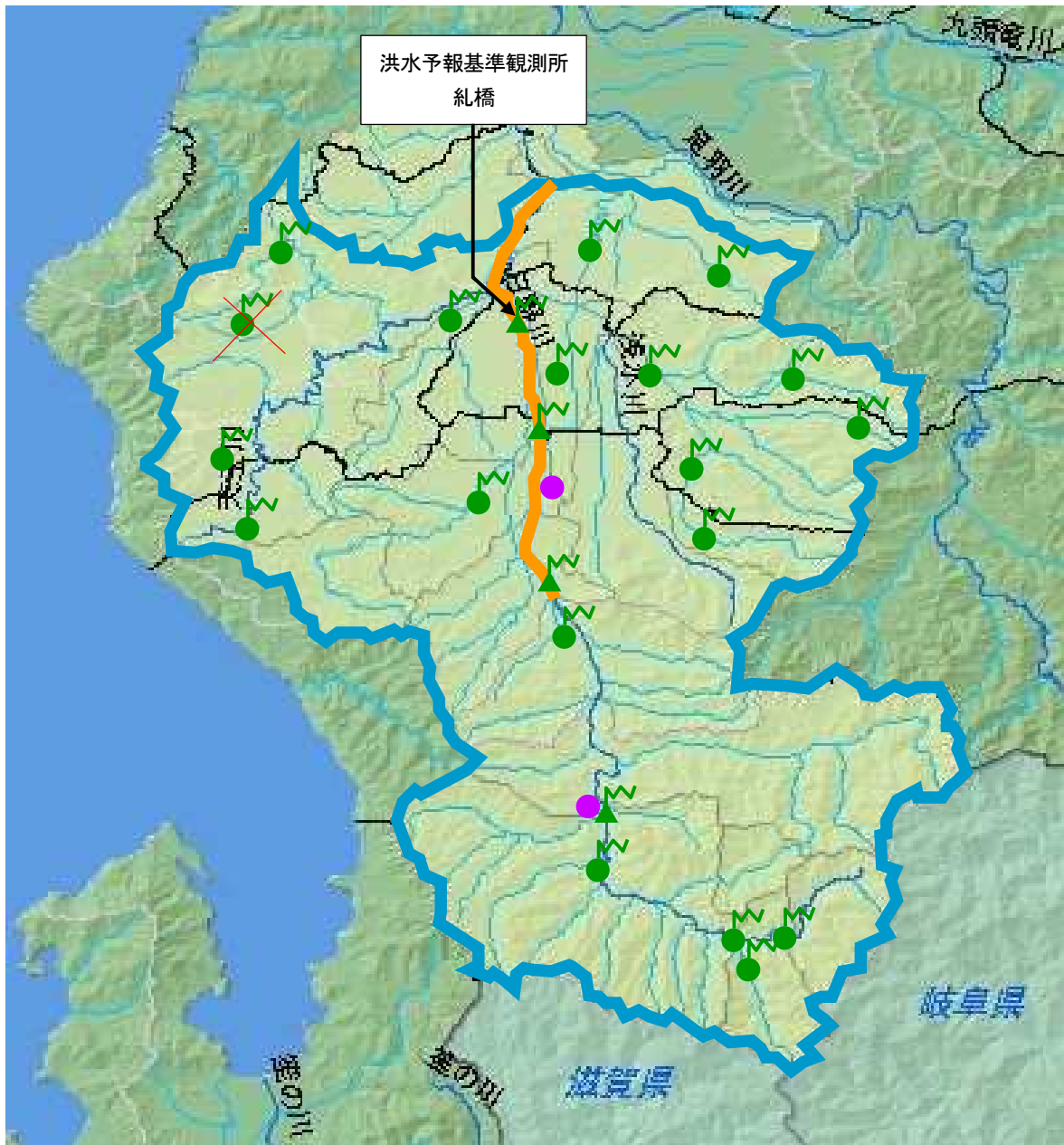
なお、本実施要領の実施に伴い、「九頭竜川水系日野川中流の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年5月15日

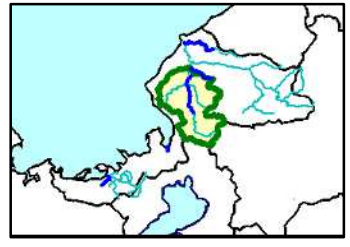
福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



- 雨量観測所 (県)
- 雨量観測所 (国)
- 雨量観測所 (気)
- ▲ 水位観測所 (県)
- ▲ 水位観測所 (国)
- ⚡ テレメータ
- 洪水予報指定区間



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる日野川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
日野川	武生	たけふ	越前市村国	32
	今庄	いまじょう	南越前町今庄	128

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
日野川	西山	にしやま	鯖江市西山町13-1
	丹南土木	たんなんどぼく	越前市上太田町42-1-1
	広野ダム	ひろのだむ	南越前町広野
	二ツ屋	ふたつや	南越前町広野
	岩谷	いわや	南越前町岩谷
	安保	あぼ	福井市安保町2字181
	脇本	わきもと	南越前町脇本25字19番地
	荒井	あらい	南越前町荒井
江端川	大味	おおみ	福井市東大味町
鞍谷川	栗田部	あわたべ	越前市栗田部町
	松成	まつなり	鯖江市松成9字156の2番地
	余川	よかわ	越前市余川町37字8-3
天王川	鯖江丹生分庁舎	さばえにゆうぶんちょうしゃ	越前町気比庄
	白山	しらやま	越前市都辺町36字84
	小曾原	おぞわら	越前町小曾原123字1-17
河和田川	北中	きたなか	鯖江市北中町17字
服部川	相木	あいのき	越前市相木町20字1
越智川	上糸生	かみいとう	越前町上糸生川字30

(3) 福井県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
日野川	糺橋	ただすばし	N 35° 58' 23" E136° 10' 02"	鯖江市糺町	3.20	4.20	4.60	5.50

(4) 福井県水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
日野川	家久 (鯖江)	いえひさ (さばえ)	N 35° 55' 34" E136° 10' 32"	越前市 家久町	2.00	2.50	-	4.00
日野川	中平吹	なかひら ふき	N 35° 51' 45" E136° 10' 53"	越前市 中平吹町	2.50	3.50	-	4.00

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
福井土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
丹南土木事務所	〃	〃
丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	〃	〃
福井市	〃	〃
鯖江市	〃	〃
越前市	〃	〃
越前町	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	4時間雨量 (実況3時間+予想1時間)
日野川	糺橋水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺北地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先）までの特別予測
日野川 糺橋

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

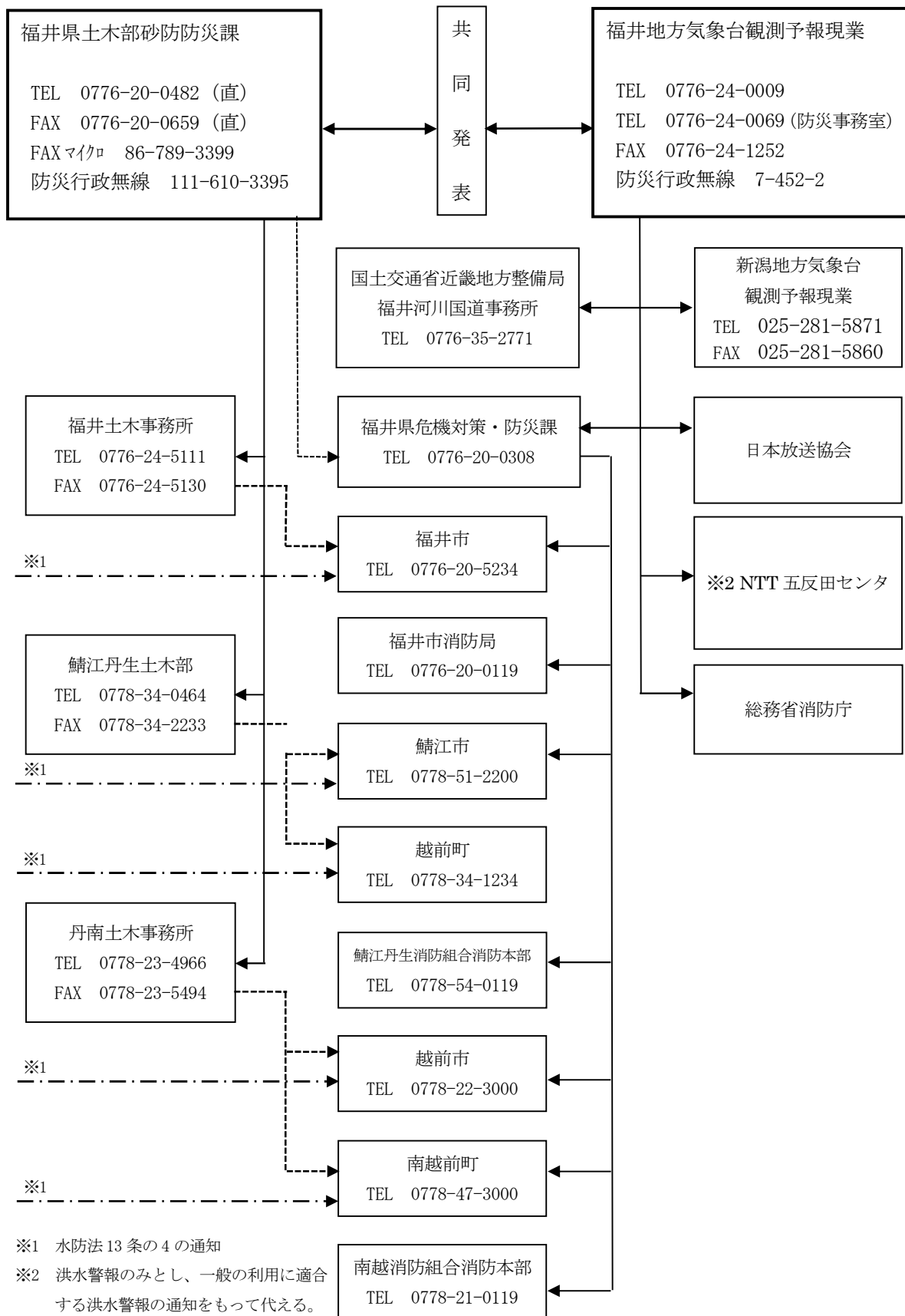
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
日野川 西山、丹南土木、広野ダム、二ツ屋、岩谷、安保、脇本、荒井
江端川 大味
鞍谷川 粟田部、松成、余川
天王川 鯖江丹生分庁舎、小曾原、白山
河和田川 北中
服部川 相木
越智川 上糸生
- イ 次の観測所水位（実況）
日野川 糺橋、中平吹、家久（鯖江）

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
	新潟地方気象台観測予報現業	T E L
F A X		025-281-5860

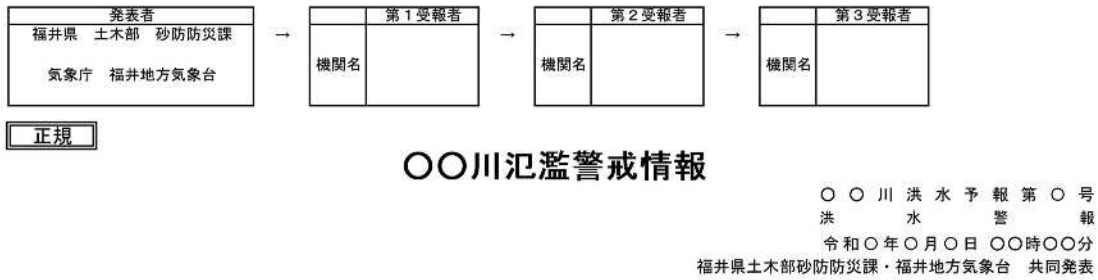
※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図



報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	00日00時00分の状況	***				
	00日01時00分の予測	***				
	00日02時00分の予測	***				
	00日03時00分の予測	***				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇m〇〇から〇〇m〇〇まで 右岸 〇〇m〇〇から〇〇m〇〇まで 左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課
気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-20-0482
電話：0776-24-0009

笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、笙の川水系笙の川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

笙の川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

(4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

① 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

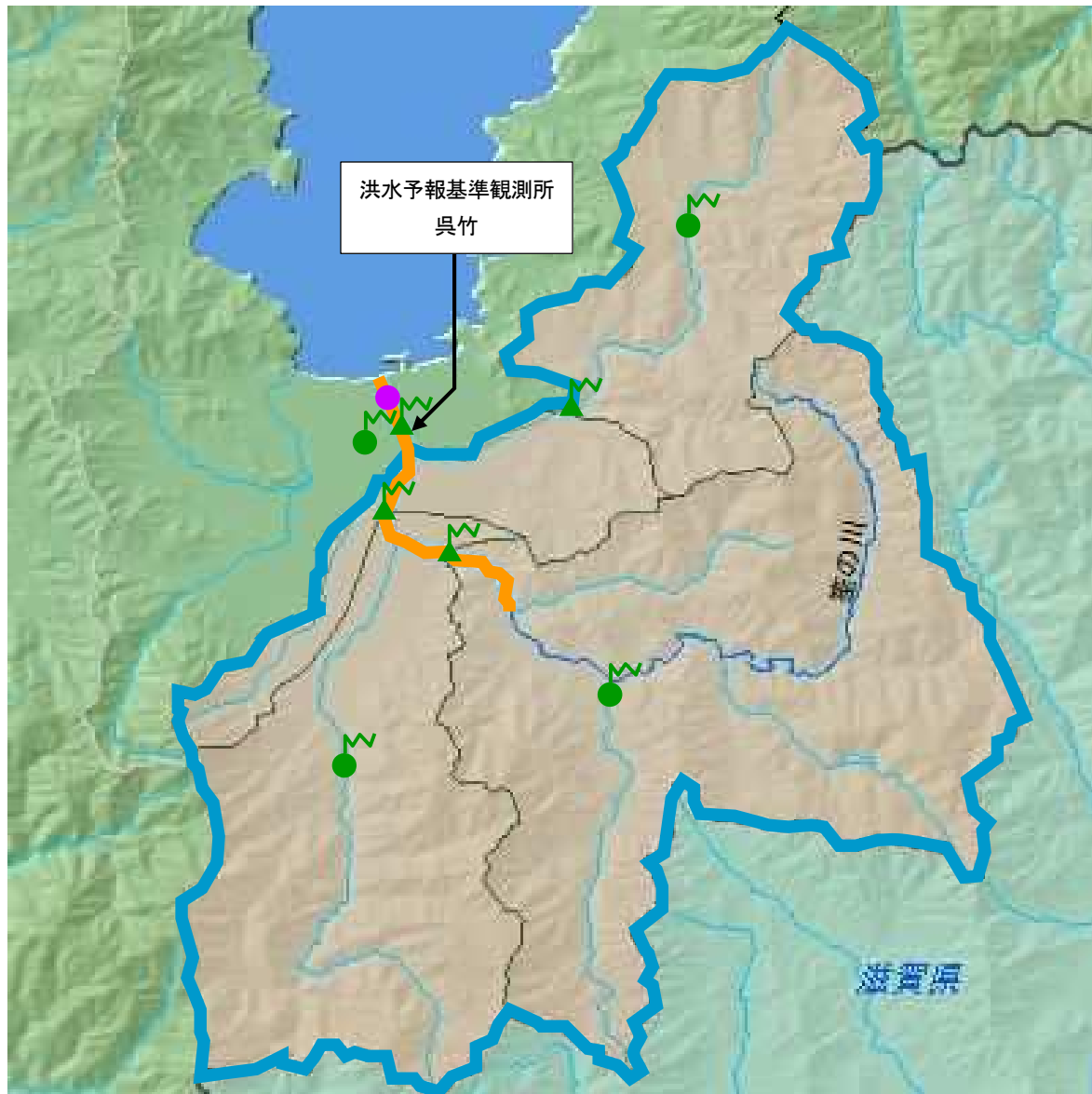
なお、本実施要領の実施に伴い、「笙の川水系笙の川の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年5月15日

福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる笙の川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
笙の川	敦賀	つるが	敦賀市松栄町	1.6

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
笙の川	敦賀土木	つるがどぼく	敦賀市中央町1丁目7番36号
	山	やま	敦賀市山字池の平41番地
	疋田	ひきだ	敦賀市疋田46
	葉原	はばら	敦賀市葉原

(3) 福井県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
笙の川	呉竹	くれたけ	N 35° 38' 55" E136° 03' 45"	敦賀市呉竹町 1丁目7-2	1.30	1.70	1.80	2.10

(4) 福井県水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
笙の川	堂	どう	北緯 35° 37' 29" 東経 136° 04' 15"	敦賀市堂 29号	2.00	3.00	—	4.00
	野神	のがみ	北緯 35° 37' 59" 東経 136° 03' 38"	敦賀市野神 9号4-2	2.00	2.70	—	3.50
木の芽川	木の芽	きのめ	北緯 35° 38' 52" 東経 136° 05' 09"	敦賀市中	—	—	—	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
敦賀土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
敦賀市	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	5時間雨量 (実況3時間+予想2時間)
笙の川	呉竹水位観測所上流域	40mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺南地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
笙の川 呉竹

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

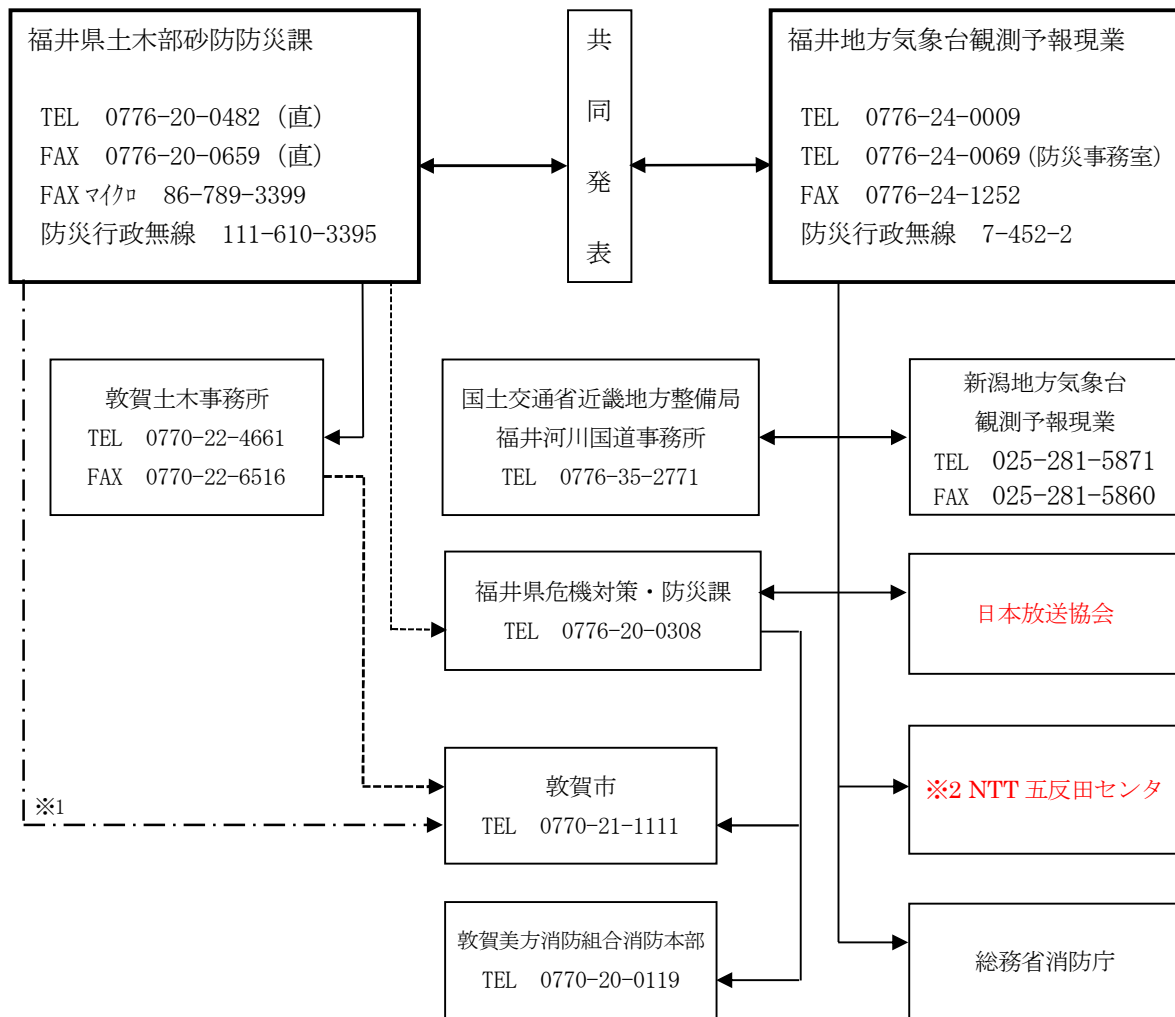
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
笙の川 敦賀土木、山、疋田
木の芽川 葉原
- イ 次の観測所水位（実況）
笙の川 呉竹、野神、堂
木の芽川 木の芽

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
新潟地方気象台観測予報現業	T E L	025-281-5871
	F A X	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図



※1 水防法 13 条の 4 の通知

※2 洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】 〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、**氾濫危険水位** に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防回 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	0日00時00分の状況	***	████████████████████	████████████████████	████████████████████	████████████████████
	0日01時00分の予測	***	████████████████████	████████████████████	████████████████████	████████████████████
	0日02時00分の予測	***	████████████████████	████████████████████	████████████████████	████████████████████
	0日03時00分の予測	***	████████████████████	████████████████████	████████████████████	████████████████████

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位-計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課
気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-20-0482
電話：0776-24-0009

南川水系南川の洪水予報実施要領

福井県土木部砂防防災課（以下「砂防防災課」という。）と福井地方気象台は、「福井県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和5年6月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、南川水系南川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を改正し定める。

1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は福井県では砂防防災課、福井地方気象台では観測予報現業において実施するものとする。

2. 洪水予報を行う際に用いる資料

南川における流域内の気象庁雨量観測所及び福井県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、砂防防災課においては砂防防災課長、福井地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、砂防防災課と福井地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・ファックスによるものとする。

4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の洪水予報の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は400KBまでとする。

(4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。

(5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用い

るものとする。

- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

8. 情報システム障害時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

① 砂防防災課と福井地方気象台の資料の交換については、付表4の種類について、ファックス又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。

② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、砂防防災課において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、ファックス等により福井地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、砂防防災課及び福井地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

- (2) 情報システムの長期障害を含む機能喪失時においては、機能喪失した福井地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本実施要領は、令和5年6月1日から実施する。

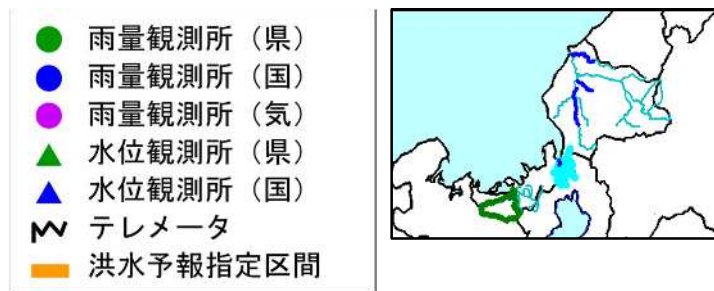
なお、本実施要領の実施に伴い、「南川水系南川の洪水予報実施要領」(令和3年5月31日)は廃止する。

令和5年5月15日

福井県土木部 砂防防災課長 野坂 博之

福井地方気象台 防災管理官 小鷹 博之

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる南川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
南川	小浜	おばま	小浜市遠敷	10

(2) 福井県雨量観測所

流域	観測所名		所在地
南川	堀越	ほりこし	おおい町名田庄納田終
	井上	いがみ	おおい町名田庄井上
	小倉	おぐら	おおい町名田庄小倉
	中井	なかい	小浜市中井

(3) 福井県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
南川	和久里	わくり	N 35° 29' 19" E135° 45' 26"	小浜市 和久里	1.90	3.50	3.60	4.40

(4) 福井県水位観測所 (基準観測所以外)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位 m (通報水位)	氾濫注意 水位 m (警戒水位)	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位
南川	中井	なかい	N 35° 27' 11" E135° 42' 57"	小浜市中井	1.80	3.20	—	5.10
	和多田	わだた	N 35° 25' 33" E135° 41' 02"	小浜市和多田	2.10	4.50	—	7.70
	小倉	おぐら	N 35° 23' 55" E135° 40' 23"	おおい町 名田庄小倉	2.10	3.70	—	4.40

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法又は入手方法	担当部署
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	気象情報伝送処理システム	福井地方気象台
福井県危機対策・防災課	気象情報伝送処理システム	〃
新潟地方気象台	気象情報伝送処理システム	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム(警報のみ)	〃
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
小浜土木事務所	防災行政無線	福井県土木部砂防防災課
小浜市	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	4時間雨量
南川	和久里水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 福井地方気象台から砂防防災課に通報するもの

- ア 福井県嶺南地域に発表された注意報・警報（水防活動用）
- イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
- ウ 解析雨量
- エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
- オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先）までの特別予測
南川 和久里

(2) 砂防防災課から福井地方気象台に通報するもの

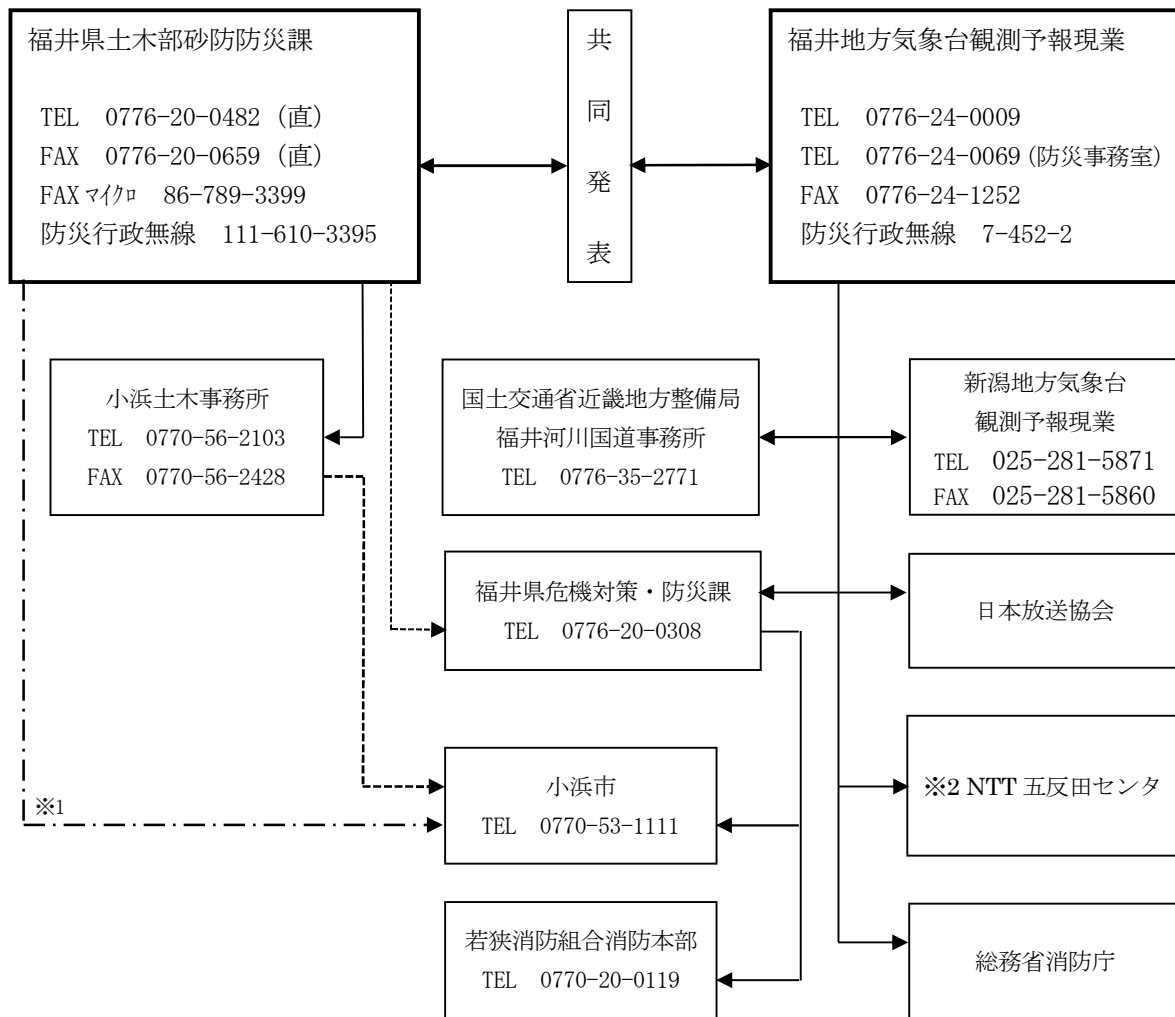
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
南川 堀越、井上、小倉、中井
- イ 次の観測所水位（実況）
南川 和久里、中井、和多田、小倉

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当部署	連絡先	
新潟地方気象台観測予報現業	T E L	025-281-5871
	F A X	025-281-5860

※福井地方気象台側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、福井地方気象台から砂防防災課に対し、連絡するものとする。

付図2 洪水予報の伝達系統図

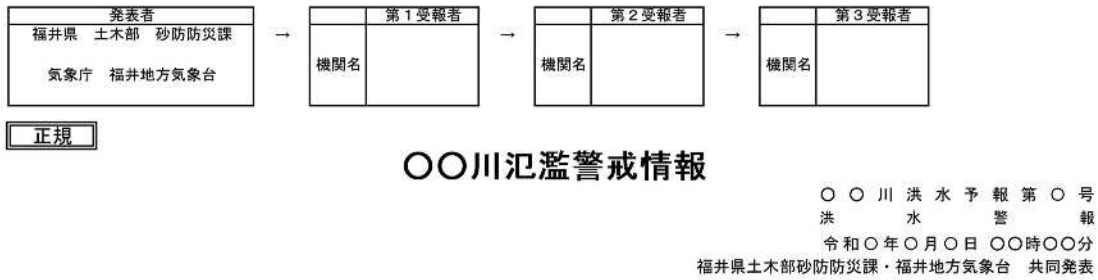


※1 水防法 13 条の 4 の通知

※2 洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位 に到達する見込み

(主 文)

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨 量)

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市、〇〇市、 〇〇町)	00日00時00分の状況	***				
	00日01時00分の予測	***				
	00日02時00分の予測	***				
	00日03時00分の予測	***				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市、〇〇市、〇〇町		
レベル4 はん濫危険水位※	***		
レベル3 避難判断水位※	***		
レベル2 はん濫注意水位	***		
レベル1 水防団待機水位	***		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇まで 左岸 右岸		
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	福井県〇〇市、〇〇市、〇〇町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
福井県ホームページ	https://sabo.pref.fukui.lg.jp/	http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp/
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：福井県土木部砂防防災課
気象関係：気象庁福井地方気象台

電話：0776-20-0482
電話：0776-24-0009

狐川排水機場操作規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 一級河川九頭竜川水系日野川の狐川排水機および狐川樋門（以下「排水機等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 排水機の操作は、日野川（以下「本川」という。）の洪水の狐川（以下「支川」という。）への逆流を防止し、速やかに支川の水位を下げることを目的とする。

（操作の基本方針）

第3条 排水機等の基本方針は、次のとおりとする。

- 1) 狐川樋門（以下「樋門」という。）の本川側の樋門量水標の水位（以下「外水位」という。）が、支川側樋門量水標の水位（以下「内水位」という。）より高く、支川の水位が4.3メートル以上であるときは、樋門のゲートを全閉し、狐川排水機（以下「排水機」という。）を運転し、支川の水位を下げるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第4条 外水位が4.3メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより、排水機等を操作するものとする。

- 1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間において、樋門ゲートを全開しておくこと。
- 2) 本川から支川への逆流が始まる時点で樋門のゲートを全閉すること。
- 3) 樋門のゲートを全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、速やかに樋門のゲートを全開すること。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行うこと。
- 2 前項の場合においては、外水位および内水位に急激な変動を生じないように樋門を操作するものとする。

（平常時における操作の方法）

第5条 外水位が4.3メートル未満のときは、樋門のゲートを全開しておくこと。

（操作の方法の特例）

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作等の通知）

第7条 第4条の規定に基づき、樋門のゲートを全開もしくは全閉したときおよび排水機を運転もしくは停止したとき、または事故等が発生したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を操作日記に記録しておくものとする。

- 1) 操作の開始および終了の年月日ならびに時刻
- 2) 気象および水象の状況
- 3) 操作の際に行った通知の状況
- 4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- 5) その他参考となるべき事項

江端川第一および第二排水機場操作規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 一級河川九頭竜川水系日野川の江端川第一および第二排水機および江端川水門（以下「排水機等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、日野川（以下「本川」という。）の洪水の江端川（以下「支川」という。）への逆流を防止し、速やかに支川の水位を下げることを目的とする。

（操作の基本方針）

第3条 排水機等の基本方針は、次のとおりとする。

- 1) 江端川水門（以下「水門」という。）の本川側の水門量水標の水位（以下「外水位」という。）が、支川側水門量水標の水位（以下「内水位」という。）より高く、支川の水位が6.2メートル以上であるときは、水門のゲートを全閉し、江端川排水機（以下「排水機」という。）を運転し、支川の水位を下げるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第4条 外水位が6.2メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより、排水機等を操作するものとする。

- 1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間において、水門ゲートを全開しておくこと。
- 2) 本川から支川への逆流が始まる時点で水門のゲートを全閉すること。
- 3) 水門のゲートを全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、速やかに水門のゲートを全開すること。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行うこと。
- 2 前項の場合においては、外水位および内水位に急激な変動を生じないように水門を操作するものとする。

（平常時における操作の方法）

第5条 外水位が6.2メートル未満のときは、水門のゲートを全開しておくこと。

（操作の方法の特例）

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作等の通知）

第7条 第4条の規定に基づき、水門のゲートを全開もしくは全閉したときおよび排水機を運転もしくは停止したとき、または事故等が発生したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を操作日記に記録しておくものとする。

- 1) 操作の開始および終了の年月日ならびに時刻
- 2) 気象および水象の状況
- 3) 操作の際に行った通知の状況
- 4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- 5) その他参考となるべき事項

荒川第一および第二排水機場操作規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 一級河川九頭竜川水系足羽川の荒川第一および第二排水機および荒川水門（以下「排水機等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、足羽川（以下「本川」という。）の洪水の荒川（以下「支川」という。）への逆流を防止し、速やかに支川の水位を下げることを目的とする。

（操作の基本方針）

第3条 排水機等の基本方針は、次のとおりとする。

- 1) 荒川水門（以下「水門」という。）の本川側の水門量水標の水位（以下「外水位」という。）が、支川側水門量水標の水位（以下「内水位」という。）より高く、支川の水位が8.3メートル以上であるときは、水門のゲートを全閉し、荒川排水機（以下「排水機」という。）を運転し、支川の水位を下げるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第4条 外水位が8.3メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより、排水機等を操作するものとする。

- 1) 本川から支川への逆流が始まるまでの間において、水門ゲートを全開しておくこと。
- 2) 本川から支川への逆流が始まる時点で水門のゲートを全閉すること。
- 3) 水門のゲートを全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、速やかに水門のゲートを全開すること。ただし、再び本川から支川への逆流が始まる時点では、前号により操作を行うこと。
- 2 前項の場合においては、外水位および内水位に急激な変動を生じないように水門を操作するものとする。

（平常時における操作の方法）

第5条 外水位が8.3メートル未満のときは、水門のゲートを全開しておくこと。

（操作の方法の特例）

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作等の通知）

第7条 第4条の規定に基づき、水門のゲートを全開もしくは全閉したときおよび排水機を運転もしくは停止したとき、または事故等が発生したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を操作日記に記録しておくものとする。

- 1) 操作の開始および終了の年月日ならびに時刻
- 2) 気象および水象の状況
- 3) 操作の際に行った通知の状況
- 4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- 5) その他参考となるべき事項

福井県河川陸閘操作規則 (抜粋)

(趣旨)

第一条 福井県が管理する河川陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第二条 この規則は、河川法第十四条第一項の規定に基づき、河川法施行令第九条で定めるところにより、陸閘の適切な操作および操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、大雨等による河川の増水時に、陸閘からの水の流出による浸水被害を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「常時閉鎖陸閘」とは、利用時を除き、閉鎖状態を保つ陸閘のことをいう。
- 二 「開放陸閘」とは、平常時には開口部を開放した状態にしておき、河川の増水による浸水被害を防止する措置が必要な場合に閉鎖操作を行う陸閘のことをいう。
- 三 「施設管理者」とは、陸閘の所在河川を管轄する土木事務所長のことをいう。
- 四 「操作に従事する者」とは、各陸閘の所在地に出向き、開閉操作を行う者（土木事務所職員、操作業務受託者等の別は問わない。）をいう。

(陸閘の措置等)

第四条 陸閘については、常時閉鎖陸閘を原則とする。ただし、利用状況、その他の状況を勘案し、閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう場合は、開放陸閘とすることができる。

- 2 常時閉鎖陸閘は、別表第一に定める。
- 3 常時閉鎖陸閘を開門した者は、利用後速やかに閉鎖しなければならない。
- 4 常時閉鎖陸閘の周辺に、前項に規定する事項を記載した書面(様式第一)を掲示する。
- 5 開放陸閘は、別表第二に定める。
- 6 開放陸閘において、施設管理者以外の者（地元自治会等）が開閉操作を行うことが適当と認められるものについては、河川陸閘操作業務に係る委託契約を締結することとし、受託者は本規則に基づき操作等を行うものとする。

(操作の基準)

第五条 開放陸閘については、以下の場合に閉鎖操作を行う。ただし、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作を行わない。

- 一 陸閘の所在地に大雨警報、洪水警報または高潮警報（以下「大雨警報等」という。）が発表されたとき。
 - 二 陸閘の所在地に津波警報または大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表されたとき。
 - 三 前2号のほか、河川の増水による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 開放陸閘については、以下の場合に開門操作を行うことができる。ただし、操作に従事

する者の安全が確保されない場合は、開門操作を行わない。

- 一 陸閘の所在地の大雨警報等が解除されたとき。
 - 二 陸閘の所在地の津波警報等が解除されたとき。
 - 三 前二号のほか、開門によって河川の増水による被害が発生しないと認められるとき。
- 3 第1項第三号および第2項第三号の操作は、施設管理者から操作に従事する者への指示を行うものとする。
- 4 第1項および第2項の規定に関して、開放陸閘ごとの操作基準は別表第二に定める。

(操作の方法)

第六条 前条第1項の操作を行う際に、操作に従事する者は、操作の開始時および完了時に施設管理者に報告を行わなければならない。

(操作に従事する者の安全の確保)

- 第七条 操作に従事する者は、降雨や河川ならびに周囲の状況から、自身の安全が確保されないと判断する場合は、操作を行わずに安全な場所に避難するものとする。
- 2 河川の河口近くにおいて操作に従事する者は、津波警報等が発せられた場合には、気象庁の発表する津波到達予想時刻、退避に要する時間等を勘案した退避時刻を経過する前に、操作を完了または中止し、安全な場所に退避するものとする。
- 3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに施設管理者に報告しなければならない。

(陸閘の操作の訓練)

- 第八条 開放陸閘の操作訓練を、年1回程度行うものとする。
- 2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加しなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、浸水被害の防止または操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(陸閘および陸閘操作に必要な器具等の点検その他の維持)

- 第九条 陸閘および陸閘操作に必要な器具等の点検を、年1回程度行うものとする。
- 2 前項の点検の結果、浸水被害の防止または操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、陸閘の維持または修繕その他の工事を行うものとし、点検ならびに施設の維持または修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(陸閘の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第十条 操作に従事する者は、陸閘の操作の際に、通行者等の安全を確保するため、操作状況の監視、その他の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第十一条 この操作規則に定めるほか、陸閘の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この操作規則は、令和6年6月1日より施行する。

笹生川ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒63立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間および非洪水期間）

第4条 洪水期および非洪水期は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 洪水期 7月1日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から6月30日までの期間

（サーチャージ水位）

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高529.5メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合および第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

（制限水位）

第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高524.5メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合および第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（洪水調節のための利用）

第10条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高524.5メートルから標高529.5メートルまでの容量11,280,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高528.0メートルから標高529.5メートルまでの容量3,510,000立方メートルを利用して行うものとする。ただし、非洪水期にあつては、気象、水象その他の状況により必要と認める場合において、予備放流により水位を低下させることができる。

（洪水警戒体制）

第14条 福井県笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 福井地方気象台から奥越地方において降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

（洪水警戒体制における措置）

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密にすること。
- 二 ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検および整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。
- 三 洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。
- 四 洪水調節計画をたて、非洪水期にあつては予備放流水位を定めること。

(予備放流)

第16条 所長は、非洪水期において第18条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第四号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(水位が制限水位または予備放流水位に達していない場合の放流)

第17条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、洪水期にあつては水位が制限水位に、非洪水期にあつては水位が予備放流水位に達していないときは、水位が制限水位または当該予備放流水位に達したときに行う放流により下流に急激な水位の変動が生じないよう、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒63立方メートルに達したときから洪水調節を開始し、最大毎秒140立方メートルの水量を放流すること。
- 二 洪水期にあつては、ゲートの開度を1.15メートルに固定して流入量が一旦最大に達した後、流入量と放流量が等しくなるまで放流すること。
- 三 非洪水期にあつては、流入量を限度として極力放流を行いながらゲートを開度1.15メートルまで開くものとし、ゲートの開度が1.15メートルに達した後は、ゲートの開度を1.15メートルに固定して、流入量が一旦最大に達した後、流入量と放流量が等しくなるまで放流するものとする。

(洪水調節後における水位の低下)

第19条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位又は常時満水位(以下この条において「制限水位等」という。)を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を、洪水に達しない流水の調節を後にあつては毎秒63立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を及ぼさず程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても、調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、非洪水期にあつては、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

広野ダム操作規則（抜粋）

（洪水時および非洪水時）

第3条 この訓令において「洪水時」とは貯水池への流水の流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒30立方メートル以上であるときを、「非洪水時」とは貯水池への流水の流入量が30立方メートル未満であるときをいう。

（洪水期間および非洪水期間）

第4条 この訓令において「洪水期」とは7月1日から9月30日までの期間を、「非洪水期」とは10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

（洪水調節等のための利用）

第9条 洪水調節および非洪水調節は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定めるダムの容量（以下「容量」という。）を利用して行うものとする。

- (1) 洪水期： 標高303.5メートルから標高316.0メートルまでの容量5,600,000立方メートル。
- (2) 非洪水期： 標高313.8メートルから標高316.0メートルまでの容量1,050,000立方メートル。

（洪水調節）

第13条 洪水調節は、次に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒30立方メートルから毎秒350立方メートルまでの間において増加し続けているときは、次の算式により得られる水量を毎秒放流すること。
$$(\text{流入量} - 30) \times 55 / 320 + 30$$
- (2) 前号の規定する方法によるゲート等（ゲートおよびバルブをいう。以下同じ。）の操作の後、流入量が減少し始めたとき以降にあっては、次の算式によって得られる水量を、流入量が当該水量または同号に規定する方法によるゲート等の操作中における最大流入量と等しくなるときまで毎秒放流すること。
$$(\text{前号に規定する方法による操作中における最大流入量} - 30) \times 55 / 320 + 30$$
- (3) 前号に規定する方法によるゲート等の操作の後、流入量が第1号の方法によるゲート等の操作中における最大流入量を超えた時以降にあっては、前2号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、ダムからの放流に係る水量（以下「放流量」という。）が毎秒30立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加し、かつ、流入量が放流量と等しくなったとき以降は、流入量が次の算式により得られる数値に等しくなる時まで当該放流量に相当する水量の流水を毎秒放流すること。
$$(\text{放流量} - 30) \times 320 / 55 + 30$$
- (5) 前号に規定する方法によるゲート等の操作の後、流入量が同号に規定する算式により得られる水量を越えたとき以降にあっては、前各号に規定する方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒350立方メートルを超えた時以降にあっては、流入量が毎秒85立方メートルに等しくなるときまで毎秒85立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節を行った後における水位の低下に係る措置)

第14条 福井県広野・榎谷ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、前条本文の規定により洪水調節を行った場合において、貯水池の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位をこえているときは、速やかに、同条に規定する方法によるゲート等の操作を行った場合の放流量のうち最大の放流量を限度としてダムから放流し、貯水池の水位を制限水位または常時満水位低下させなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の放流量を限度としてダムから放流することができる。

(非洪水調節)

第15条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認められる場合には、洪水調節を行うことができる。

(非洪水調節を行った後における水位の低下に係る措置)

第16条 所長は、前条の規定により非洪水調節を行った場合において、貯水池の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位をこえているときは、速やかに、毎秒30立方メートルの水量を限度としてダムから放流し、貯水池の水位を制限水位または常時満水位を低下させなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の放流量を限度としてダムから放流することができる。

(洪水警戒体制)

第17条 所長は、福井地方気象台から嶺北南部の区域に降雨に関する注意報または警報が発せられた場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、前項に規定する場合のほか、第15条の規定により非洪水調節を行おうとする場合その他この規則に基づき定める細則(以下「細則」という。)で定める場合には、同項の洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第18条 所長は、前条第1項の洪水体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート等ならびにゲート等の操作に必要な機械および器具の点検および整備、予備電源設備の試験その他洪水の調節を行うために必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、第17条第1項の洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、速やかに、これを解除しなければならない。

榭谷ダム操作規則（抜粋）

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 洪水時 貯水池への流水の流入量(以下「流入量」という。)が毎秒10立方メートル以上である時をいう。
- 二 非洪水時 洪水時以外の時をいう。
- 三 洪水期 7月1日から9月30日までの期間をいう。
- 四 非洪水期 洪水期以外の期間をいう。
- 五 貯水池の水位 取水施設に設置された水位計による測定された水位をいう。

（非洪水時における貯水池の最高水位）

第4条 非洪水期における貯水池の水位は、第14条本文の規定により洪水時における流水の調節(以下「洪水調節」という)を行う場合および第15条の規定により非洪水時における流水の調節(以下「非洪水調節」という。)を行う場合を除き、標高334.4メートルを超えてはならない。

（洪水時における貯水池の最高水位）

第5条 洪水時における貯水池の最高水位は、第14条本文の規定により洪水調節を行う場合および第15条の規定により非洪水調節を行う場合を除き、標高338.5メートルを超えてはならない。

（洪水調節のための利用）

第6条 洪水調節および非洪水調節は、標高334.4メートルから標高338.5メートルまでの容量3,450,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第7条 流水の正常な機能の維持は、標高275.6メートルから標高334.4メートルまでの容量19,650,000立方メートルのうち900,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第11条 広野・榭谷ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 福井地方気象台が嶺北南部に降雨に関する注意報または警報を発したとき。
 - (2) その他洪水の発生が予想される場合としてこの訓令に基づき定める細則(以下「細則」という。)に定めるものに該当するとき。
- 2 所長は、前項に規定する場合のほか、第15条の規定により非洪水調節を行おうとする場合には、洪水警戒体制をとることができる。

（洪水警戒体制の解除）

第12条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

（洪水警戒体制時の措置）

第13条 所長は、第11条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡を密にすること。
- (2) 気象および水象の観測ならびにこれらに関する情報の収集を密にすること。
- (3) ゲートおよびバルブ(以下「ゲート等」という。)ならびにゲートとの操作に必要な機械および器具の点検および整備、予備電源施設の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置を講ずること。

(洪水調節)

第14条 洪水調節は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貯水池の水位が標高334.4メートルを超え標高338.5メートル以下である場合 常用洪水吐きからの自然放流
- (2) 貯水池の水位が標高338.5メートルを超える場合 常用洪水吐きおよび非常用洪水吐きからの自然放流

(非洪水調節)

第15条 所長は、気象、水象、河川環境の保全その他状況により必要があると認められる場合には、細則で定めるところにより非洪水調節を行うことができる。

龍ヶ鼻ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水調節のための利用）

第7条 洪水調節は、標高175.5メートルから標高190.0メートルまでの容量4,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第11条 龍ヶ鼻ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、福井地方気象台から降雨に関する注意報または警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、前項のほか洪水が予想される場合および龍ヶ鼻ダム操作細則（以下「細則」という。）に定める場合には洪水警戒体制をとることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に定める措置をとらなければならない。

- 一 福井県土木部河川課、福井県滝波川第一発電所その他細則に定める関係機関との連絡、気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲートおよびバルブ（以下「ゲート等」という。）ならびにゲート等の操作に必要な機械および器具の点検および整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（洪水調節）

第13条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒40立方メートルから毎秒420立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{ (\text{流入量} - 40) \times 0.159 + 40 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、毎秒 $\{ (\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 40) \times 0.159 + 40 \}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量等に等しくなるときまでに放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以降は、前2号に規定する方法により放流すること。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒40立方メートルを下るまでの間に、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が、毎秒 $\{ (\text{当該放流量} - 40) / 0.159 + 40 \}$ 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。
- 五 流入量が前号に規定する毎秒 $\{ (\text{当該放流量} - 40) / 0.159 + 40 \}$ 立方メートルを超えた時以降は、前各号に定める方法により放流すること。
- 六 流入量が、毎秒420立方メートルを超えたとき以降は、流入量が毎秒100立方メートルに等しくなる時まで、毎秒100立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後または次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においても、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後においては、毎秒40立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流水を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第15条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても、調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

永平寺ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒15立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水調節のための利用）

第7条 洪水調節は、標高319.7メートルから標高324.4メートルまでの容量190,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第10条 福井県龍ヶ鼻・永平寺ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、福井地方気象台から降雨に関する警報が発せられたとき、洪水警戒体制を執らなければならない。ただし、福井地方気象台から降雨に関する注意報が発せられたとき、洪水警戒準備体制を執らなければならない。

2 所長は、前項の他、洪水が予想される場合及び操作細則（以下「細則」という。）で定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 福井県土木部河川課、福井地方気象台、その他の細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の運転その他洪水調節を行うに監視必要な措置。

（洪水調節）

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うこと。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

浄土寺川ダム操作規則(抜粋)

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 洪水時 貯水池への流水量が毎秒25立方メートル以上である時をいう。
- (2) 洪水期 6月1日から10月31日までの期間をいう。
- (3) 非洪水期 前号に定める期間以外の期間をいう。

(貯水池の水位)

第4条 貯水池の水位は、ダムの堤体に設置された水位計により測定するものとする。

(洪水貯留準備水位)

第5条 洪水期における貯水池の最高の水位(以下「洪水貯留準備水位」という。)は、洪水調節を行う場合および洪水時以外の時に流水の調節を行う場合(以下「洪水調節等を行う場合」という。)を除き、標高344.5メートルとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 非洪水期における貯水池の最高の水位(以下「平常時最高貯水位」という。)は、洪水調節等を行う場合を除き、標高355.5メートルとする。

(洪水調節等を行う場合の貯水池の最高水位)

第7条 洪水調節等を行う場合における貯水池の最高の水位は、標高359.5メートルとする。

(洪水調節等に係る利用)

第8条 洪水調節等を行う場合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める貯水池の容量を利用して行うものとする。

- (1) 洪水期 標高344.5メートルから標高359.5メートルまでの範囲内における容量1,140,000立方メートル
- (2) 非洪水期 標高355.5メートルから標高359.5メートルまでの範囲内における容量330,000立方メートル

(洪水警戒体制)

第11条 福井県笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 福井地方気象台が奥越区域に降雨に関する警報または注意報を発したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想される場合として細則で定めるものに該当するとき。

2 所長は、前項に掲げる場合のほか、洪水時以外の時に流水の調節を行おうとする場合には、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時の措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関と緊密に連絡を保つこと。
- (2) 継続的に気象および水象の観測ならびにこれらに関する情報の収集を行うこと。
- (3) ダムの予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置を講ずること。

(洪水調節)

第13条 所長は、洪水時において、貯水池の水位が次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める水位を越える場合には、ダムの常用洪水吐きから自然放流を行うことにより、洪水調節を行うものとする。

- (1) 洪水期 洪水貯留準備水位
- (2) 非洪水期 平常時最高貯水位

2 所長は、前項の洪水調節を行った後においては、ダムの常用洪水吐きから自然放流を行うことにより、前項各号に掲げる期間の区分に応じ、貯水池の水位をそれぞれ当該各号に定める水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとる必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

大津呂ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒3.9立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水調節等に係る利用）

第7条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高93.5メートルから標高99.6メートルまでの範囲内における容量170,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第10条 福井県河内川・大津呂ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- （1）福井地方気象台が嶺南西部区域（小浜市、高浜町およびおおい町）に降雨に関する警報を発したとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想される場合として細則で定めるものに該当するとき。

（洪水警戒体制時の措置）

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）細則で定める関係機関と緊密に連絡を保つこと。
- （2）継続的に気象および水象の観測ならびにこれらに関する情報の収集を行うこと。
- （3）ダムの予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第12条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、ダムの常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、ダムの常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

河内川ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒13.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水調節等に係る利用）

第7条 洪水調節および洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高190.5メートルから標高197.7メートルまでの範囲内における容量2,400,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第12条 福井県河内川・大津呂ダム統管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- （1）福井地方気象台が若狭町に降雨に関する警報を発したとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想される場合として細則で定めるものに該当するとき。

（洪水警戒体制時の措置）

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）細則で定める関係機関と緊密に連絡を保つこと。
- （2）継続的に気象および水象の観測ならびにこれらに関する情報の収集を行うこと。
- （3）ダムの予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第14条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、ダムの常用洪水吐きからの自然放流および放流管からの放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第15条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、ダムの常用洪水吐きからの自然放流および放流管からの放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第16条 所長は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

福井県所有災害対策用排水ポンプ車運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県所有の災害対策用排水ポンプ車(以下「ポンプ車」という。)の運用について、水防活動に伴い河川等の水位を低下させ、浸水被害を軽減することをその主な目的とし、その必要な事項を定めるものとする。

(保管場所)

第2条 ポンプ車の保管場所は、福井県福井土木事務所とする。

(運用の責任者)

第3条 ポンプ車の運用の責任者は、福井県土木部長(以下、「土木部長」という。)とする。

(要請および待機)

第4条 ポンプ車の出動等に関する要請は、原則として県土木事務所長または県内市町長(以下、これらを合わせて「要請者」という。)が行うものとする。

- 2 前項に掲げる要請者が市町長の場合は、要請は出動先管内の土木事務所長(以下、「土木事務所長」という。)を経由して土木部長に行うものとする。
- 3 土木部長は要請の有無にかかわらず、大型台風の接近や豪雨が見込まれる場合に、ポンプ車を待機させることができる。

(出動の条件)

第5条 要請者は、ポンプ車の出動に際し、次の各号に掲げる事項について事前に確認するものとする。

- 一 ポンプ車の設置、稼動が可能なスペースが確保できること
- 二 ポンプ車の進入が可能な通路が確保できること
- 三 ポンプ車の設置、稼動に著しい危険が生じるおそれのないこと
- 四 ポンプ車による排水の影響で、排水先に新たな被害が生じる著しいおそれのないこと

(関係機関への協議、連絡)

第6条 要請者は、要請にあたり、あらかじめ関係する河川管理者との協議を行い、関係水防管理者等へ連絡するものとする。

(出動の基本方針)

第7条 土木部長は、第4条の規定により要請を受けた場合において、次の各号のいずれかに掲げるときはポンプ車を出動させるものとする。

- 一 本川の水位上昇に伴い水門等の閉鎖が必要となる箇所、県管理支川の水位上昇が発生し、強制排水を行わなければ支川流域に浸水被害が生じるおそれがあるとき
- 二 現地に排水機場が整備されているが、ポンプ車の出動が必要なとき
- 三 その他、土木部長が必要と認めるとき

(ポンプ車の運転・操作)

第8条 土木部長は、第4条の規定による要請を受け、必要と認める場合はポンプ車の運転および操作について土木部長があらかじめ指定する者(以下「操作者」という。)に出動を命ずるものとする。

(現地における要請者の責任)

第9条 要請者は、要請現場において現地責任者を置きポンプ操作等について操作者に指示し、現地における適切な安全管理を行うものとする。

(出動経費の負担)

第10条 出動に要した経費は、別に定める内容により要請者が負担するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 土木部長はポンプ車が待機または出動した場合、別に定める事項を日報に記録し保管するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、災害時以外に出動する場合の手続きなど、必要な事項は細則で定める。

附則

この要領は、平成22年5月28日より適用する。

この要領は、令和2年3月19日より適用する。

災害時等における応急対策業務に関する基本協定

福井県（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県建設業協会（以下「乙」という。）とは、風水害、雪害、地震災害もしくは噴火災害（以下「自然災害」という。）または特定家畜伝染病が発生した場合、または発生する恐れがある場合の応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害時において甲が管理する公共土木施設等の機能の復旧もしくは確保または特定家畜伝染病の早期終息のため、甲と乙との業務の実施に関する基本事項を定め、自然災害および特定家畜伝染病に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「公共土木施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 公共土木施設（道路施設、河川施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、港湾施設、空港施設、海岸施設または下水道施設をいう。）
- (2) 公共農林水産施設（治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、海岸施設または牧場施設をいう。）
- (3) 公営企業施設（水道施設、工業用水道施設または臨海下水道施設をいう。）

2 この協定において「特定家畜伝染病」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第1条の3に規定する家畜伝染病をいう。

（業務の内容）

第3条 乙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被災状況、急傾斜地または山地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況および道路等の除排雪の状況に関する情報の収集ならびに報告に関する業務
- (2) 損壊した公共土木施設等の機能の復旧または確保、公共土木施設等からの障害物の除去、公共土木施設等の除排雪を図るための措置（建設資機材および労務の提供を含む。）に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共土木施設等の復旧に関し必要と認める業務
- (4) 防疫措置（家畜の埋却処理に伴う重機、資機材および技術者の提供を含む。）に関する業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

(業務に関する契約の締結)

第5条 第3条の業務を実施する業務従事業者は、実施に当たり、別に定めるところにより、被災した公共土木施設等が存する区域または特定家畜伝染病が発生した区域を所管する別表に掲げる関係機関の長との業務の請負に関する契約を締結するものとする。

(業務の安全確保)

第6条 業務従事業者は、業務の実施に当たっては、施工の安全を確保することともに、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の業務に要する費用は、甲が負担する。

(従事者に対する損害補償)

第8条 第4条の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(細目協定の締結)

第9条 この協定に定めるもののほか、別表に掲げる関係機関の長と地区建設業会の長とは、業務の実施に関する細目事項について協定を締結するものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合は、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、または定めのない事項は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

附 則

本協定の締結に伴い「災害時における公共土木施設の応急対策に関する基本協定」（平成30年8月6日）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和2年6月8日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 杉本達治

乙 福井県福井市御幸3丁目10番15号

一般社団法人 福井県建設業協会

会 長 坂川 進

別表（第5条および第9条関係）

関係機関名	地区建設業会等名
福井土木事務所 福井港湾事務所 福井農林総合事務所 越前漁港事務所 産業労働部公営企業課（福井臨海工業用水道管理事務所、日野川地区水道管理事務所、テクノポート福井浄化センター）	一般社団法人福井地区建設業会
三国土木事務所 福井港湾事務所 福井空港事務所 坂井農林総合事務所 産業労働部公営企業課（坂井地区水道管理事務所、テクノポート福井浄化センター） 畜産試験場	一般社団法人坂井郡建設業協会
奥越土木事務所 奥越農林総合事務所 畜産試験場	一般社団法人大野建設業会
奥越土木事務所 奥越農林総合事務所 畜産試験場	一般社団法人勝山建設業会
丹南土木事務所 丹南農林総合事務所 越前漁港事務所 産業労働部公営企業課（日野川地区水道管理事務所）	一般社団法人丹南建設開発機構
丹南土木事務所 丹南農林総合事務所 産業労働部公営企業課（日野川地区水道管理事務所）	一般社団法人鯖江建設業会
丹南土木事務所 丹南農林総合事務所 越前漁港事務所 産業労働部公営企業課（日野川地区水道管理事務所）	一般社団法人越前建設業協会
嶺南振興局 嶺南振興局敦賀土木事務所 嶺南振興局敦賀港湾事務所	一般社団法人敦賀建設業協会
嶺南振興局 嶺南振興局小浜土木事務所 畜産試験場	一般社団法人若狭地区建設業会

広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定

福井県土木部長（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、県内の広範囲の地域にわたって被害を及ぼし、一の土木事務所管内のみでは対応が困難な大規模な自然災害（以下「広域災害」という。）の発生により、福井県が管理する道路、河川、砂防施設その他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）が被災した場合、機能の発揮に影響を与える場合（被災するおそれがある場合を含む。）で、その施設の存する区域を所管する土木事務所以外からの応援が必要な場合（以下「広域災害時」という。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、広域災害時における公共土木施設機能の復旧および確保に関する応急対策業務について、その内容、費用、実施方法その他の事項を定めることにより、公共土木施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 損壊した公共土木施設の応急の復旧、公共土木施設からの障害物の除去、公共土木施設の除排雪、その他公共土木施設の機能の確保または回復を図るための措置（建設資機材および労務の提供を含む。）に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第3条 応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（応急応援体制の確保）

第4条 乙は、一般社団法人福井県建設業協会の会員でこの協定に賛同する業者（以下「業者」という。）からこの協定に基づく応急対策業務（以下「協定対象応急対策業務」という。）の実施を約する書面（以下「確約書」という。）の提出を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確約書を保管するとともに、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、業者が作成した広域災害時に応急対策業務を実施するための事業継続計画（改定を含む。）ならびに建設機械保有およびオペレーター雇用状況（以下「業者の応援体制」という。）を常に把握しなければならない。
- 4 乙は、業者の応援体制を踏まえ、広域災害の発生を地域ごとに想定し、円滑に応急対策が実施できる応援体制、同体制に係る指示系統その他応急対策業務の実施に必要な事項を定めた業務継続計画を策定し、必要に応じ修正し、保管しなければならない。
- 5 前項の業務継続計画の実効性を確保するため、乙および業者は、合同で応援体制等に関する訓練（以下「訓練」という。）を1回以上行わなければならない。
- 6 乙は、業者の応援体制を確認できる資料および業務継続計画ならびに訓練の結果報

告書を2月1日から2月末日までの間に甲に提出しなければならない。

- 7 乙は、確約書を提出した業者がやむを得ない理由により協定対象応急対策業務を実施しなくなるとき、または新たな業者が確約書を提出し、協定対象応急対策業務を実施しようとするときは、あらかじめ、別紙様式1により甲に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該協議は、2月1日から2月末日までの間または8月1日から8月末日までの間に行うものとする。
- 8 甲は、前項の協議を受け、必要と認め同意したときは、別紙様式2によりその旨を乙に通知するものとする。

(広域災害対策本部)

第5条 乙は、県内に広域災害が発生したときは、広域災害対策本部を設置するとともに、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(業務従事業者の選定等)

- 第6条 甲は、被災した公共土木施設を管理する土木事務所長または港湾事務所長（以下「当該土木事務所長等」という。）から応援の要請を受け必要と認めたときは、第4条1項の業者の中から応急対策業務に従事する業者（以下「業務従事業者」という。）を選定するよう乙に要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、業務継続計画に基づき業務従事業者を選定し、その結果を甲に報告するものとする。
 - 3 甲は、前項の報告を受けたときは、当該土木事務所長等にその旨通知するものとする。
 - 4 当該土木事務所長等は、前項の通知を受けたときは、応急対策業務の着手前に業務従事業者と緊急工事請負に関する覚書を交換するものとする。
 - 5 甲は、必要があると認めるときは、業務従事業者の変更または追加を乙に要請することができる。

(請負契約)

- 第7条 当該土木事務所長等と業務従事業者は、応急対策業務の着手後速やかに請負契約の手続きに着手し、同契約を締結するものとする。
- 2 業務従事業者は、前項の請負契約を締結したときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

(応急対策業務の実施)

- 第8条 当該土木事務所長等は、応急対策業務の実施に当たり、業務従事業者に対し、実施する具体的な工事の種類、内容等（以下「実施業務」という。）を指示するものとする。
- 2 実施業務は、原則として緊急かつ最低限の業務とする。
 - 3 業務従事業者は、公共土木施設の機能の維持または回復のために特に必要であると認められるときは、実施業務以外の業務を実施することができる。この場合において、

業務従事者は、事前に当該土木事務所長等の承認を受けるとともに、実施後は遅滞なく実施した内容等を当該土木事務所長等に報告しなければならない。

4 第1項および第2項の規定は、前項の規定により実施する業務に準用する。

(損害の補償)

第9条 応急対策業務に従事した者が当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合におけるその者に対する損害は、業務従事者が補償するものとする。

(報告等)

第10条 業務従事者は、応急対策業務の進捗状況を適時、当該土木事務所長等に報告するものとする。

2 当該土木事務所等は、前項の報告を受けたときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

3 業務従事者は、応急対策業務が終了したときは、公共土木施設の被災状況および実施した応急対策業務の内容が分かる写真、当該業務に要した費用およびその費用の積算根拠ならびに応急対策業務に関する記録（以下「記録等」という。）を整理し、速やかにこれらを乙および当該土木事務所長等に提出するものとする。

4 当該土木事務所長等は、記録等の提出を受けたときは、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間が満了する日の30日前までに甲または乙から文書により何らかの意思表示がなされないときは、この期間は更に1年間更新されるものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。

(その他)

第12条 甲は、乙が正当な理由なく本協定に違反したときまたは第5条に定める応援体制が維持できなくなったと認められるときは、この協定を解除することができる。

(補足)

第13条 この協定の実施に関し定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

平成23年12月28日に締結した本協定を、平成30年 8月 6日に一部改定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管

するものとする。

平成30年 8月 6日

甲 福井県土木部長 大槻英治

乙 一般社団法人福井県建設業協会
会長 坂川進

福井県土木部長 様

一般社団法人福井県建設業協会 会長

印

業者の削除（追加）について

下記のとおり業者を削除（追加）したいので、関係書類を添えて協議します。

記

1 削除（追加）する業者

業 者 名	代 表 者 の 役 職 お よ び 氏 名	建 設 業 許 可 番 号	業 者 番 号	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	備 考
(有) ○○工業	代表取締役 ○○○○	第 001111 号	00011	福井市 ○○○○○○○	
(株) △△組	代表取締役 △△△△	大特 第 002222 号	00022	福井市 △△△△△△	

2 添付書類

協定第 4 条に規定する資料の変更部分の写し
確約書の写し（追加の場合）

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人福井県建設業協会 会長 様

福井県土木部長 印

業者の削除（追加）について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました業者の削除（追加）について、下記のとおり同意します。

記

1 削除（追加）する業者

業 者 名	代 表 者 の 役 職 お よ び 氏 名	建 設 業 許 可 番 号	業 者 番 号	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	備 考
(有) 〇〇工業	代表取締役 〇〇〇〇	第 001111 号	00011	福井市 〇〇〇〇〇〇	
(株) △△組	代表取締役 △△△△	大特 第 002222 号	00022	福井市 △△△△△△	

2 削除（追加）する日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(参 考)

平成 年 月 日

一般社団法人福井県建設業協会 会長 様

(株) ○○建設 印

確約書

平成23年12月28日付けで福井県土木部長と社団法人福井県建設業連合会会長が締結した広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定に基づく応急対策業務を実施することを確約します。

広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定の運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県土木部長（以下「土木部長」という。）と社団法人福井県建設業協会会長（以下「協会会長」という。）が締結した広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定（以下「広域協定」という。）を円滑かつ効果的に運用するために必要な事項について定める。

(運用の責任者)

第2条 運用の責任者は、土木部長とする。

(費用の負担)

第3条 広域協定第3条に規定する費用は、施設管理者（主管課）の予算で負担する。ただし、災害復旧事業として認められた場合は、査定決定された工種および数量を限度として災害復旧事業費を充当することができる。

(応急応援体制の確保)

第4条 土木事務所および砂防防災課は、協会会長が広域協定第4条5項に定める応急応援体制等に関する訓練を実施するときは、協会会長の要請に応じて協力するものとする。

(広域災害対策本部)

第5条 広域協定第5条の規定による広域災害対策本部を設置した旨の報告は、砂防防災課に行うものとする。

2 砂防防災課は、前項の報告を受けたときは、速やかに土木部長に報告するとともに必要に応じ土木事務所等に連絡するものとする。

(業務従事者の選定)

第6条 被災した公共土木施設を管理する土木事務所長または港湾事務所長（以下「当該土木事務所長等」という。）からの要請は、砂防防災課が受理し、および処理するものとする。

2 当該土木事務所長等は、業務従事者の応援または追加を別紙様式1-1により土木部長に要請するものとする。

3 土木部長は、前項の要請を受け必要と認めたときは、業務従事者の選定を別紙様

式1-2により協会会長に要請するものとする。協会会長の回答を受けた土木部長は、別紙様式1-2により当該土木事務所長等に回答するものとする。

- 4 当該土木事務所長等は、被災状況等を考慮して特に必要があると認められるときは、別紙様式2-1により業務従事業者の変更を土木部長に要請することができるものとする。
- 5 土木部長は、前項の要請を受け必要と認めたときは、業務従事業者の選定を別紙様式2-2により会長に要請するものとする。会長の回答を受けた土木部長は、別紙様式2-2により当該土木事務所長等に回答するものとする。
- 6 当該土木事務所長等が災害等により指揮の発動が困難となったときは、第2項および第4項の規定による要請は、土木部長の命令を受けた者が行うものとする。

(補足)

第7条 前条の規定による業務従事業者の選定は、平成17年9月15日付けで締結した災害時における公共土木施設の応急対策に関する基本協定を受け各土木事務所で締結した細目協定第2条に定める業務従事業者の選定が困難となった場合に行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

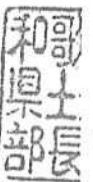
別紙様式1-1 ～ 2-2 (略)

「災害時の応援に関する申し合わせ」



災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長（以下、「各構成機関」という。）は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。



（目的）

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。



（応援の内容）

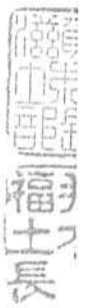
第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

（被害情報の収集・伝達）

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。



（応援の要請）

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。





- 2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

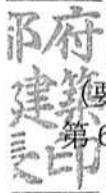


(応援の実施)

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。



- 2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。
なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。



(要請によらない応援)

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。



(費用負担)

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。



(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月 14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長



福井県土木部長



滋賀県土木交通部長



京都府土木建築部長



大阪府土木部長



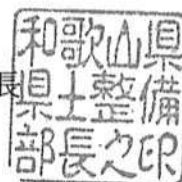
兵庫県県土整備部長



奈良県土木部長



和歌山県県土整備部長





災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）並びに福井県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、西日本高速道路株式会社関西支社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長及び本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関する必要な事項を定め、甲、乙及び丙の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理又は施工中の国土交通省が所管する公共土木施設（河川、道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾、海岸、下水道及び公園）に係るものとする。

なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては料金徴収施設、サービスエリア及びパーキングエリアを含むものとする。

前項に規定する対象外であっても、乙又は乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条又は第4条の規定により、丙に災害応急対策業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、丙に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。 3
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。ただし、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。 第
- 4 前項の報告を受けた甲又は乙は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙に出動を要請するものとする。
- 5 丙は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、当該要請者に報告する。甲又は乙は、丙からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、丙及び当該会員に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があった場合、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。 2

（建設資材調達）

- 第4条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、丙に建設資材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。 第
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。 第

（連絡体制の整備等）

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。 2
- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時等における技術者及び建設資機材等の確保及び運搬方法並びに動員の方法（人員参集等）について定め、速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- なお、本協定の有効期限を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等についてその年の4月末時点において更新し、5月末までに報告するものとする。 第

- 3 丙は、災害時等において迅速に業務等ができるよう、会員に対し技術者及び建設資機材等の確保を促し、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の府県又は政令指定都市にわたるなど広域的、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）に、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請（第2条第1項に定める業務等に関するものに限る）に対して、秩序ある災害応急対策業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、甲は丙と協議し、第3条及び第4条の規定により乙が行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとし、甲は、一元的に要請する旨を乙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が一元的に要請する乙の業務等については、乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が、丙以外の他団体と同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙又は丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出動の内容に係る契約を丙の会員と締結するものとし、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加

するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その措置については同機関と協議して、定めるものとする。ただし、第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年2月20日

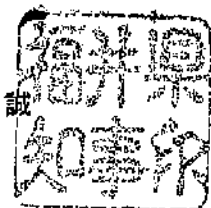
甲 国土交通省 近畿地方整備局長

池田 豊



乙 福井県知事

西川 一誠

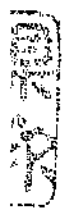
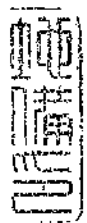


月延

員
、
て
に
は

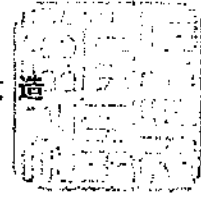
及

保



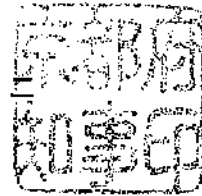
滋賀県知事

三日月 大造



京都府知事

山田 啓



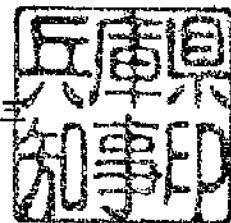
大阪府知事

松井 一郎



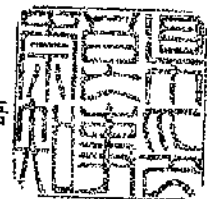
兵庫県知事

井戸 敏三



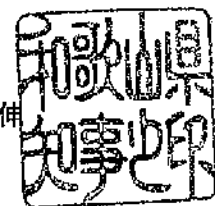
奈良県知事

荒井 正吾



和歌山県知事

仁坂 吉伸



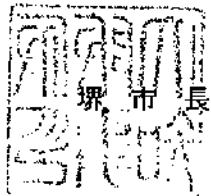
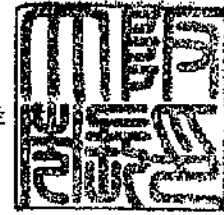
京都市長

門川 大作



大阪市長

吉村 洋

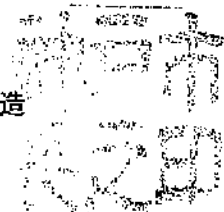


神戸市長

竹山 修

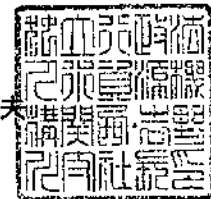


久元 喜造



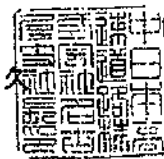
独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長

森川 幹夫



中日本高速道路株式会社 名古屋支社長

近藤 清久



中日本高速道路株式会社 金沢支社長

久保田



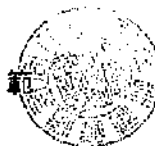
西日本高速道路株式会社 関西支社長

村尾 光弘



阪神高速道路株式会社 代表取締役社長

幸 和範



本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長

三原

修二

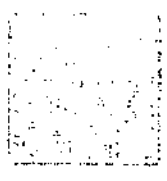
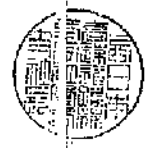
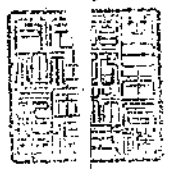
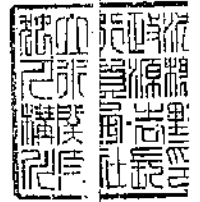
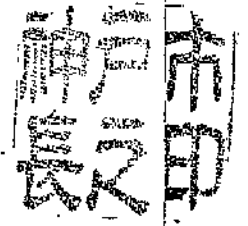
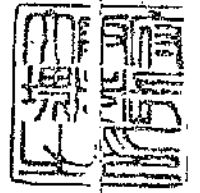


丙 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長

村上 考司



(2府5県、4政令指定都市、水資源機構関西・吉野川支社、
NEXCO中名古屋・金沢支社、NEXCO西関西支社、阪神高速、
本四高速 の17者の長)



緊急災害対策派遣隊および現地情報連絡員の応援要請、受け入れ要領

1 目的

この要領は、福井県土木部長と国土交通省近畿地方整備局企画部長、および各市町長と国土交通省近畿地方整備局長がそれぞれ締結した「災害時の応援に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)に基づき緊急災害対策派遣隊(以下「TEC-FORCE」という。)および現地情報連絡員(以下「リエゾン」という。)等が被災現地等での活動を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

2 応援の要請

- 1) 申し合わせに定める応援の要請に関する連絡先は、別記1および別記2のとおりとする。
- 2) 応援を要請する場合、できる限り詳細に被災状況を把握するとともに、必要な応援の規模、分野(河川、道路、砂防等)をあわせて要請する。
- 3) 災害対策用車両(ヘリ、照明車、排水ポンプ車等)、通信機器の貸与が必要な場合は、様式-3および様式-4により要請する。
- 4) 大規模な土砂災害等特異な被災が発生し、専門家(国土技術政策総合研究所、土木研究所)の派遣が必要な場合は、その旨を要請する。
- 5) なお、市町が近畿地方整備局にTEC-FORCEおよびリエゾン等の応援を要請する場合は、その旨を福井県水防本部(土木部砂防防災課)に報告する。
- 6) 緊急を要する場合は、県および市町からの要請によらず、国土交通省近畿地方整備局はTEC-FORCEおよびリエゾン等の先遣班の応援を行うことができる。
- 7) 別記1および別記2の連絡先に変更が生じた場合は、その都度、報告する。

3 応援の内容

- 1) 具体的な応援可能な内容は、別紙1のとおり

4 受け入れ体制の整備

- 1) TEC-FORCEおよびリエゾン等が到着するまでに、派遣隊の規模に応じ、適切な場所に必要な会議室等の作業スペースや必要となる資料(図面等)を確保し提供する。
- 2) リエゾンが各自自治体の災害対策本部等の会議に出席できるよう配慮する。
- 3) TEC-FORCEの円滑な活動を図るため、毎時リエゾンと協議ができるよう受け入れ側の人員を確保する等連絡体制を構築する。
- 4) 先遣班の応援を受け入れる場合は、水防本部等に必要な作業スペースや資料を確保し提供する。

5 最終報告

応援終了にあたっての最終報告は、申し合わせの締結者または準ずる者に対し行うことができるよう配慮する。

6 平時における訓練等への参加

- 1) 防災に関する講習会の開催にあたって、TEC-FORCE 隊員等の講師派遣を要請することができる。
- 2) 水防訓練等実地訓練への TEC-FORCE 隊員等の参加を要請することができる。

7 その他（災害復旧アドバイザーの派遣）

市町等が、公共土木施設の整備や維持管理の経験、知識を有する「災害復旧アドバイザー」（県土木職員 0B、福井県建設技術公社技術職員）による支援・助言が必要と判断した場合は、災害復旧アドバイザー派遣制度要綱に基づき、公益財団法人福井県建設技術公社に派遣を要請する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

別記 1、2	}	(略)
様式 3、4		
別紙 1		

様式1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 通則

〇〇市（町）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (3) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (4) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (5) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（様式2）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、申請するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者は、前項の申請の審査を行い、により業務を適正かつ確実に行うことがで

きる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。
また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（様式４）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

- （２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、その都度改訂するものとする。
- （２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式2 水防協力団体指定申請書様式(例)

〇〇市(町)水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
〇〇市(町)水防管理者 〇〇市(町)長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>水防法第36条第1項及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式3)を添えて申請します。</p>	

様式3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町）の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

- I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-（1）関係）
 - 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
 - 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
 - 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- II 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-（2）関係）
 - 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
 - 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- III 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-（3）関係）
 - 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布
- IV 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-（4）関係）
 - 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- V 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-（5）関係）
 - 1 水防団が開催する水防演習への参加

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

{ }

様式4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所 （事務所所在地）	
団体の名称	
代 表 者	様
	〇〇市（町）水防管理者
	〇〇市（町）長
<p>水防法第36条第1項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。</p>	

様式5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17-6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式6 水防協力団体協力活動報告書様式(例)

〇〇市(町)水防協力団体協力活動報告書	
	年 月 日
〇〇市(町)水防管理者	
〇〇市(町)長	様
	住 所
	(事務所所在地)
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市(町)水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。	